香港軍票補償請求訴訟一審判決

（東京地裁　１９９９年６月１７日判決）

→日本戦後補償総覧（ＰＤＦ）

→日本戦後補償総覧（ＷＥＢ）

→ＨＯＭＥ

書記官送達
平成一一年六月一七日受領
印

平成一一年六月一七日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

平成五年(ワ)第一五二八〇号　香港軍票補償請求事件（平成一一年二月一八日弁論終結）

判　決

当事者の表示　別紙一の当事者目録記載のとおり

主　文

一　原告らの請求をいずれも棄却する。

二　訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第一　請求

被告は、

1 原告呉[redacted]に対し、金四七〇〇万円を、
2 同李[redacted]に対し、金四四〇〇万円を、
3 同馬[redacted]に対し、金五六〇〇万円を、
4 同梁[redacted]に対し、金三〇〇〇万円を、
5 同曾[redacted]に対し、金一一九八万円を、
6 同曾[redacted]に対し、金一〇七四万円を、
7 同錢[redacted]に対し、金一〇三二万円を、
8 同黄[redacted]に対し、金一〇二〇万円を、
9 同王[redacted]に対し、金一〇六〇万円を、
10 同梁[redacted]に対し、金四二七〇万円を、
11 同陳[redacted]に対し、金二二〇〇万円を、

12　同鄭[redacted]に対し、金五六一六万六〇〇〇円を、

13　同盧[redacted]に対し、金三億二一六〇万円を、

14　同崔[redacted]に対し、金三四〇〇万円を、

15　同梁[redacted]に対し、金一三七五万八〇〇〇円を、

16　同鄧[redacted]に対し、金三五六〇万円を、

17　同鄧[redacted]に対し、金一二〇〇万円を

各支払え。

第二　事案の概要

本件は、第二次世界大戦中に香港を占領した日本軍が、通貨の一種である軍用手票（以下「軍票」という。）を発行し、右軍票と香港ドルとの交換を強制したなどとして、軍票を所持する香港住民である原告らが、被告に対し、合計

七億六八六六万四〇〇〇円の支払を請求した事案である。

原告らは、右請求の根拠として、①陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（以下「ハーグ陸戦条約」という。）三条に基づく損害賠償、②債務不履行に基づく損害賠償、③憲法二九条三項に基づく損失補償、④民法七〇九条ないし国家賠償法一条一項に基づく損害賠償を主張している。

第三　当事者の主張

一　原告らの主張

別紙二記載のとおり。

二　被告の主張

別紙三記載のとおり。

第四　前提となる事実

関係各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる（証拠で認定した事実については、各項末尾の括弧内に認定に用いた証拠を表示した。）。

一　ハーグ陸戦条約及びハーグ陸戦規則

1　日本は、明治四〇年（一九〇七年）一〇月一八日、ハーグ陸戦条約及びハーグ陸戦規則に署名し、明治四四年（一九一一年）一一月六日、同条約及び同規則を批准し、同年一二月一三日、同条約及び同規則の批准書を寄託し、明治四五年（一九一二年）一月一三日、同条約及び同規則を公布した。同条約及び同規則は、同年二月一二日、日本について発効した。

2　ハーグ陸戦条約三条には、以下の規定がある。

前記規則（ハーグ陸戦規則）ノ条項ニ違反シタル交戦当事者ハ、損害アルトキハ、之カ賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス。交戦当事者ハ、其ノ軍隊ヲ組成

スル人員ノ一切ノ行為ニ付責任ヲ負フ。

3　ハーグ陸戦規則四六条には、以下の規定がある。

家ノ名誉及権利、個人ノ生命、私有財産並宗教ノ信仰及其ノ遵行ハ、之ヲ尊重スヘシ。

私有財産ハ、之ヲ没収スルコトヲ得ス。

二　香港における日本軍の軍政と軍票の発行

1　日本軍による香港の占領及び軍政の開始

(一)　日本政府は、昭和一六年（一九四一年）一二月八日、アメリカ及びイギリスに対し宣戦を布告し、太平洋戦争が開始された。

(二)　日本軍は、右同日未明、香港を攻撃した。日本軍は、当時香港を統治していたイギリスの軍隊との間で戦闘となったが、昭和一六年（一九四一

年）一二月二五日、イギリス軍は日本軍への降伏文書に調印し、戦闘は終了し、日本軍は、香港を占領した。（甲四一、甲四八、甲六五、甲六六）

(三) 香港を占領した日本軍は、昭和一六年（一九四一年）一二月二九日ころ、軍政庁を設立し、香港における軍政を開始し、翌昭和一七年（一九四二年）一月一九日には、香港に大本営直轄の総督部を設立し、総督部が軍政庁の業務を引き継いだ。その後香港は昭和二〇年（一九四五年）八月の太平洋戦争終結に至るまで、日本軍の軍政下におかれた。（甲二一ないし三五、甲三七ないし三九、甲四一、甲四八、甲四九、甲六五、甲六六）

2 軍票の発行

(一) 軍票は、日中戦争が始まってまもなく、昭和一二年（一九三七年）一〇月二二日の閣議で決定された「軍用手票発行要領」（その後、昭和一三年

（一九三八年）九月二三日及び昭和一五年（一九四〇年）九月一〇日に改正された。）に基づいて発行された。同要領を実施するに当たっては、同日付け大蔵大臣通達である「支那事変派遣部隊経費支弁軍用手票取扱手続」及び昭和一六年（一九四一年）一一月一日付け大蔵大臣通達である「南方外貨表示軍票取扱手続」が発せられた。前者の通達に基づく軍票（以下「昭和一二年軍票」という。）は中国で使用され、後者の通達に基づく軍票（以下「昭和一六年軍票」という。）は太平洋戦争に際して発行され、南方諸地域で使用された。

昭和一二年軍票は、甲ないし戊号及びろ号の六種類があり、昭和一二年（一九三七年）一〇月から昭和一八年（一九四三年）三月までの間に、総額七億円余りの昭和一二年軍票が製造された。（甲四〇、甲四一、甲四三、

乙一ないし三）。

(二) 日本軍による占領以前の香港においては、香港ドルと称される銀行券が供給されていたが、香港における軍政を開始した軍政庁は香港において軍票を発行し、昭和一六年（一九四一年）一二月二九日ころ、軍票のほかは香港ドルの流通のみを認めるとともに、交換所を開設して香港ドル二ドル対軍票一円の交換比率で香港ドルを軍票に交換する作業を開始した。当初、香港で使用された軍票は、華南通用の昭和一二年軍票であった。（甲四一、甲四八、甲六六、甲五〇二の一、甲五〇八の一、甲五一二、甲五一三の一、二、甲五一八）

(三) 当初軍政庁は、軍票と香港ドルとが混合して流通することを認めていたが、総督部は「軍票一色化」と称して、香港における通貨を軍票に統一す

る施策をとった。

総督部が昭和一七年（一九四二年）五月一五日付けで策定した「香港占領地通貨整理要領」には、軍票一色化の促進及び人口疎散の方針が示されるとともに、香港ドルと軍票との交換比率を二対一とする従前の取扱いを放棄すること、軍関係経費その他送金の支払に努めて軍票を使用し、もって軍票流通面の拡大と普遍化に資すること、香港ドルの価値を下落させるよう誘導すること、没収などによって管理下におかれた香港ドルは管外において物資購入に充当するなどその有効適切な利用を図ること、などが記されている。（甲四一、甲四八、甲四九、甲六五、甲六六、証人和仁）

(四) 総督部は、昭和一七年（一九四二年）七月二四日、香督令第三二号「香港占領地総督管区内通貨並ニ同交換規定ニ関スル件」を発し、「香港占領

地総督管区内通貨並ニ同交換規定」を定めた。右規定には以下のとおりの定めがあった。

(1) 総督管区内においては、軍票と香港ドル以外の通貨の使用を禁止する。

(2) 租税その他総督部に対する納入金または支払金はすべて軍票をもって行う。

(3) 本令に違反したものは軍罰に処する。

また、総督部は、同日、公示第四四号をもって、香港ドル四ドル対軍票一円の交換比率で香港ドルを軍票に交換することとした。（甲二二、甲四一、甲四八、甲六五、甲六六、甲五〇二の一、甲五〇四の一、甲五〇八の一、甲五一一の一、甲五一三の一、二、甲五一五の一、甲五一八、証人和

仁、原告梁[redacted])

(五) 昭和一八年（一九四三年）四月以降、華中、華南における軍票の新規発行は廃止されたが、香港と海南島については、軍票が継続的に使用された。

総督部は、昭和一八年（一九四三年）五月一〇日、香督令第二六号をもって「香港占領地総督管区内通貨規則」を発し、同年六月一日より香港における軍票以外の通貨の流通を禁止することとした。右規則の要旨は以下のとおりである。

(1) 昭和一八年（一九四三年）六月一日以降は香港ドルの使用を禁止する。

(2) 香港使用軍票以外の通貨を売買または交換の目的とすることを禁止する。

(3) 香港使用軍票の管区外搬出や管区外からの搬入は禁止する。

(4) 香港使用軍票以外の通貨の搬入は禁止する。

(5) 本規定に違反した者は、一五年以下の監禁または五万円以下の過料に処する。

総督部は、同日、公告第一四号「軍票対香貨交換ノ件」を公布し、香港ドルを所持する者は同年五月末日までに香港ドルを軍票と交換すること、軍票と香港ドルの交換比率は一対四とすることなどを定めた。（甲二六、甲四一、甲四八、甲六五、甲六六、証人小林）

(六) 香港では、戦局の拡大に伴い、軍需物資の買付けも増大し、物資不足から物価騰貴が顕著となり、軍票の放出も増加した。昭和一八年（一九四三年）四月末ころにはその流通額は一億円と推定されるに至った。そのため、

軍票の確保が課題となり、同年後半から翌昭和一九年（一九四四年）中には、華中、華南あるいは内地から香港へ送られた軍票の総額は二億二八〇〇万円以上にも達した。（甲四一、甲六六）

(七) 総督部は、昭和二〇年（一九四五年）一月八日、香督令第一号を公布し、敵性通貨の所持を禁止し、罰則として一五年以下の監禁または五万円以下の過料に処するものとした。（甲三四、甲六六）

(八) 日本軍の香港占領後、香港における軍票の発行高は上昇を続け、昭和二〇年（一九四五年）八月の時点では一九億円を超えていた。そのため、香港では急激なインフレが進んだ。例えば、昭和一八年（一九四三年）四月を一〇〇とした食料品価格指数では、同年一二月が二七八、昭和一九年（一九四四年）四月が六五四、同年一二月が三七七七であった。（甲四〇、

甲四一、甲六五、甲六六）

(九) 香港で流通した軍票は、日本国内で印刷されたもののみならず、現地で印刷されたものもあった。昭和一七年（一九四二年）三月三一日、日本政府は内閣印刷局長達甲第二三号をもって「内閣印刷局処務規程」を改正し、臨時香港工場を設け、総督部の管理の下、軍票の印刷にあたらせた。また、新たに香港華仁行ビル地下に華仁行印刷工場を設け、終戦に至るまで百円軍票の印刷を行った。百円軍票は、昭和一九年（一九四四年）一〇月から流通が開始されたが、終戦時に香港で流通していた軍票のうち一二億円がこの百円軍票であった。（甲四〇ないし四五、甲六六）

(一〇) 香港で使用された軍票の裏面には、「此票一到即換正面所開日本通貨」（この軍票を所持する者に対していつでも等価で日本通貨に換金する）と

の記載がある。（甲一の一ないし甲二〇の二、甲四三、証人小林、弁論の全趣旨）

三　太平洋戦争の終結と軍票の無効化

1　太平洋戦争の終結

(一)　昭和二〇年（一九四五年）八月一四日、日本政府はポツダム宣言を受諾し、太平洋戦争は終結した。

(二)　イギリス軍は、昭和二〇年（一九四五年）八月末、香港島に上陸し、同年九月一六日、日本軍は降伏文書に調印した。以後、香港はイギリスの統治下におかれることとなった。（甲六五、甲六六）

(三)　昭和二〇年（一九四五年）八月までの香港における軍票発行高約一九億円のうち約七億円がイギリス軍及び日本軍によって回収、焼却され、残り

の約一二億円が未回収となって市中に残ったと推定されている。（甲六五、甲六六、証人小林）

2　本件覚書及び大蔵省声明による軍票の無効化

(一)　昭和二〇年（一九四五年）九月二日、日本政府は降伏文書に調印し、同年一〇月二日、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）が開設された。以後、昭和二七年（一九五二年）四月二八日に平和条約が発効するまで、日本は連合国による間接統治下におかれることとなった。（甲三六、乙六）

(二)　連合国最高司令官は、昭和二〇年（一九四五年）九月六日、本件覚書を発した。本件覚書には、以下のような規定がある。（乙四、乙六、乙七）

一　日本政府ハ本州、北海道、四国、九州及ビ附近水域ニ於テ左記事項ヲ法律、命令又ハ其ノ他ノ規程トシテ即時実施スベシ。

a　（略）

b　（略）

c　日本政府、陸海軍ノ発行セル一切ノ軍票及ビ占領地通貨ハ無効無価値ニシテ、斯ル通貨ノ授受ハ一切ノ取引ニ於テ禁止ス。

二　（略）

(三)　本件覚書を受けて、日本国大蔵省は、昭和二〇年（一九四五年）九月一六日、大蔵省声明を発した。大蔵省声明には、「日本政府及陸海軍ノ発行セル一切ノ軍票及占領地通貨ハ無効且無価値トシ一切ノ取引ニ於テ之ガ受授ヲ禁止ス」との規定がある。（乙四ないし七）

3　日本の主権の回復

日本は、昭和二六年（一九五一年）九月八日、平和条約に調印した。同条

約は、昭和二七年（一九五二年）四月二八日、発効し、日本は主権を回復した。

4　原告らの軍票所持

原告らが所持する軍票のうちで鑑定に供せられたものについては、一部には偽造と認められるものも存するが、その大半は真券である。（鑑定嘱託の結果）

第五　争点

一　前提となる事実によれば、本件訴訟で原告らが香港において日本軍によって交換を強制されたと主張する軍票は、当時の日本政府が閣議決定に基づき発行したものであること、香港は、太平洋戦争開戦後の昭和一六年（一九四一年）一二月二六日以降太平洋戦争の終了に至るまで日本軍の軍政下におかれ、軍票

が使用されたこと、日本軍の軍政下の香港では、当初は香港ドルの使用も認められていたが、「軍票一色化」政策の推進により、香港ドルと軍票の交換が推進され、昭和一八年（一九四三年）六月一日以降は、軍票以外の通貨の使用は罰則をもって全面的に禁止されるに至ったもので、そのような経緯に照らすと、香港における香港ドルと軍票の交換は強制的に行われたものといえること、日本軍の軍政下の香港では、大量の軍票が流通した結果、終戦時には顕著なインフレ状況にあり、軍票の価値が暴落したこと、その後、大蔵省は、連合国最高司令官の本件覚書を受けて、昭和二〇年（一九四五年）九月一六日に大蔵省声明により軍票の無効化を宣言したこと、軍票の裏面には、この軍票を所持する者に対していつでも等価で日本通貨に換金するとの趣旨の記載があることが明らかである。そして、前提となる事実によれば、原告らの所持している軍票は、

一部偽造のものが混入している可能性はあるとはいえ、その多くは、日本政府が発行し香港において流通させた軍票であると推認できるから、原告らがインフレによる軍票の価値の暴落、大蔵省声明による無効化等により経済的、財産的な損害を被ったであろうことは、おおむね事実として推認する余地はあるというべきである。また、被告が大蔵省声明を根拠として、原告らが所持すると主張する軍票の換金を拒否していることは弁論の全趣旨に照らし明らかである。

以上の事実を前提として、前記第三の原告らの主張とこれに対する被告の主張とを対比すると、本件訴訟における主要な争点は、次のとおりである。

二　本件における主要な争点

1　原告らは、ハーグ陸戦条約三条に基づき、軍票の強制交換等を理由として、被告に対し、損害賠償の請求をすることができるか。

2　原告らは、被告が原告らの所持する軍票を日本円に換金しないことを理由として、被告に対し、債務不履行に基づく損害賠償の請求をすることができるか。

3　本件覚書及び大蔵省声明による軍票の無効ないしは無価値化が有効とされる場合、原告らは被告に対し、憲法二九条三項に基づき正当な補償を請求することができるか。

4　原告らは、民法七〇九条あるいは国家賠償法一条一項に基づき、被告に対し、損害賠償の請求をすることができるか。

5　原告らの被った損害の額

第六　当裁判所の判断

一　原告らの主張の要旨は、原告らが所持している軍票は、原告らあるいはその

親族が、日本軍による軍政下の香港において、香港ドルとの交換を強制されたもので、その結果、原告ら及びその親族は多くの財産的損害を被ったばかりか、日本軍の軍政下における多くの違法行為により財産的、精神的に多大の損害や苦痛を受けたとして、被告に対しその損害の賠償を求めるというものである。原告らの被った被害あるいは損害に関しては、原告らの主張に沿う多数の陳述書等の書証や関係者の供述など多くの証拠が提出されており、現在軍票を所持している原告らが経済的、財産的な損害を被ったであろうことは、おおむね事実として推認する余地があることは前述したとおりである。

しかしながら、本件においては、前記第五の争点に記載したとおり、損害賠償請求権自体の成否ないしは存否について争いがあるので、具体的な被害の事実の認定に入る前に、まず、その点について判断する。

二　争点に対する判断

1　争点1（ハーグ陸戦条約三条に基づく損害賠償請求権の存否）について

原告らは、ハーグ陸戦条約三条はハーグ陸戦規則違反の行為によって損害を被った被害者個人が加害国に対して直接損害賠償を請求することを認めたものであると主張し、原告らあるいはその親族が軍票への交換を強制されたことはハーグ陸戦規則四六条二項に違反するとして、ハーグ陸戦条約三条に基づいて被告に対し損害賠償を請求する。そこで、以下、この点について検討する。

(一)　前提

ハーグ陸戦条約二条は、「第一条ニ掲ケタル規則及本条約ノ規定ハ、交戦国カ悉ク本条約ノ当事者ナルトキニ限、締約国間ニノミ之ヲ適用ス。」

と定めている。第二次世界大戦においては、交戦国のすべてがハーグ陸戦条約の締約国であったわけではなかったから、原告らの主張する被害事実についてハーグ陸戦条約が直接適用されると解することはできない。そうすると、原告らは、ハーグ陸戦条約に具現化された国際慣習法に基づいて損害賠償を請求しているものと解されるが、いずれにしても、原告らの右請求が認められるか否かはハーグ陸戦条約三条の解釈いかんによることとなる。

(二) 条約の解釈方法

(1) 昭和四四年（一九六九年）に採択された条約法条約は、条約の解釈方法について以下のように規定している。

三一条　1　条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして

与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。

2　条約の解釈上、文脈というときは、条約文（前文及び附属書を含む。）のほかに、次のものを含める。

（a）　条約の締結に関連してすべての当事国の間でされた条約の関係合意

（b）　条約の締結に関連して当事国の一又は二以上が作成した文書であつてこれらの当事国以外の当事国が条約の関係文書として認めたもの

3　文脈とともに、次のものを考慮する。

（a）　条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にさ

れた合意

（b）　条約の適用につき後に生じた慣行であつて、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの

4　用語は、当事国がこれに特別の意味を与えることを意図していたと認められる場合には、当該特別の意味を有する。

三二条　前条の規定の適用により得られた意味を確認するため又は次の場合における意味を決定するため、解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができる。

（a）　前条の規定による解釈によつては意味があいまい又

は不明確である場合

（b）　前条の規定による解釈により明らかに常識に反した又は不合理な結果がもたらされる場合

(2)　ところで、一般に条約の解釈は、その条約の発効時における国際法上の条約解釈のための規則に従ってなされるべきものと解されるところ、ハーグ陸戦条約が日本について発効した明治四五年（一九一二年）ころにおける条約の解釈方法については、一般的な明文の規定は存在しない。しかし、条約法条約は、それまで精緻化されてきた条約解釈に関する国際慣習法を集大成したものと解される。そうであるとすれば、ハーグ陸戦条約発効時の条約解釈のための手順と条約法条約による解釈手順はその趣旨及び内容において近似していると考えられることからすると、条

約法条約には、同条約は遡及しない旨の規定（四条）が存するものの、ハーグ陸戦条約の解釈も、条約法条約に定められた解釈方法に準じて行うのが相当である。そこで、以下、ハーグ陸戦条約三条の解釈に当たっては、右条約法条約三一条及び三二条の解釈方法に準じて、用語の通常の意味に照らした解釈、事後の実行に照らした解釈及び条約の起草過程に照らした解釈の順で検討を加えることとする。

(三)

(1) 用語の通常の意味に照らした解釈

前記のとおり、条約法条約三一条一項は、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に」解釈するとされている。そこで、以下、この解釈方法に準じて、ハーグ陸戦条約三条の解釈を検討する。

ア　ヘーグ陸戦条約は、その前文で、以下のように述べる。

「平和ヲ維持シ且諸国間ノ戦争ヲ防止スルノ方法ヲ講スルト同時ニ、其ノ所期ニ反シ避クルコト能ハサル事件ノ為兵力ニ訴フルコトアルヘキ場合ニ付攻究ヲ為スノ必要ナルコトヲ考慮シ、斯ノ如キ非常ノ場合ニ於テモ尚能ク人類ノ福利ト文明ノ駸駸トシテ止ムコトナキ要求トニ副ハムコトヲ希望シ、之カ為戦争ニ関スル一般ノ法規慣例ハ一層之ヲ精確ナラシムルヲ目的トシ、又ハ成ルヘク戦争ノ惨害ヲ減殺スヘキ制限ヲ設クルヲ目的トシテ・・・（以下略）」

「締約国ノ所見ニ依レハ、右条規ハ、軍事上ノ必要ノ許ス限、努メテ戦争ノ惨害ヲ軽減スルノ希望ヲ以テ定メラレタルモノニシテ、交戦者相互間ノ関係及人民トノ関係ニ於テ、交戦者ノ行動ノ一般ノ準繩タル

ヘキモノトス」

また、ハーグ陸戦条約一条には、「締約国ハ、其ノ陸軍軍隊ニ対シ、本条約ニ附属スル陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則ニ適合スル訓令ヲ発スヘシ。」との規定がある。

一方、ハーグ陸戦規則は、戦争における俘虜、病者及び傷者の扱い、戦闘における害的手段等の制限、休戦の手続き、敵国の領土を占領した軍隊の遵守事項等について規定している。

このようなハーグ陸戦条約及びハーグ陸戦規則の規定に照らすと、同条約及び同規則の趣旨及び目的は、陸戦における軍隊の遵守すべき事項を定め、もって「戦争ノ惨害」を軽減しようという点にあると解される。

イ　一方、ハーグ陸戦条約三条は、ハーグ陸戦規則に違反した国家の損害賠償責任を規定するが、その賠償の相手方については規定していない。また、ハーグ陸戦条約及びハーグ陸戦規則には、個人が国家に対して損害賠償を請求することを前提とした手続規定も存しない。

ウ　そして、国際法における伝統的な考え方によれば、国際法上の法主体性を認められるのは原則として国家であり、個人は、国際法においてその権利、義務について規定され、かつ個人自身の名において国際的にその権利を主張しうる資格が与えられてはじめて例外的に国際法上の法主体性が認められると解されている。また、個人が他国の国際違法行為によって損害を受けた場合には、当該個人は加害国の国際責任を追及するための国際請求を提出しうる主体としては認められず、

その属する本国が、当該個人の事件を取り上げ外交保護権を行使することによって、自らの法益の侵害として引き受け、国家間関係に切り替えて相手国に国家責任を追及するものと解されている（国家責任の法理）。

(2) 右アないしウで検討したところによれば、条約法条約三一条の規定に沿って、用語の通常の意味に従って解釈をする限りでは、ハーグ陸戦条約三条は、ハーグ陸戦規則の遵守を実効化するため、同規則に違反した交戦国の損害賠償責任を定めたものであり、同規則違反によって損害を被った個人が国家に対して直接損害賠償請求権を行使することを認めたものではないと解すべきである。

(3) これに対し、原告らは、ハーグ陸戦条約三条の文言からは、加害国に

損害賠償を請求することができる者が国家なのか個人なのか「あいまい」ないし「不明」であると主張する。しかし、右に述べたように、用語の通常の意味に従って解釈する限りでは、同条は国家責任の法理を定めた規定と解されるから、同条の文言が「あいまい」ないし「不明」であるとはいえない。

また、阿部浩己の意見書（甲七二。以下「阿部意見書」という。）には、ハーグ陸戦条約三条においては「賠償（compensation）」との文言が使用され、原状回復や陳謝、責任者処罰などをも射程に入れた「restitution」という伝統的な用語が用いられていないことから、同条は賠償請求主体を個人としているとみることに相当の合理性があるとの記述がある。しかし、「compensation」という文言のみから直ちに用語の通常

の意味に照らした解釈として個人に損害賠償請求権を付与したとみることは困難である。

(四) 事後の実行に照らした解釈

(1) 前記のとおり、条約法条約三一条三項は、用語の通常の意味に照らした解釈に当たっては、文脈とともに、「条約の適用につき後に生じた慣行であつて、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの」を考慮すると定めており、ハーグ陸戦条約三条の解釈に当たっても、条約に基づいてとられた当事国の事後の行動を考慮することができると解される。

そして、原告らは、後記①ないし③の事例については、個人に賠償を行わなければならないという国際慣習法が確立していたことを示すもの

であると主張し、後記④及び⑤の事例については、ハーグ陸戦条約三条を直接の根拠として個人の損害賠償請求を認容した事例にあたると主張する。さらに後記⑥ないし⑧の事例については、証拠（阿部意見書及び証人カルスホーヴェン別件調書）中に、これがハーグ陸戦条約三条を直接の根拠として個人の損害賠償請求を認容した事例にあたるとする記述が存する。

(2) そこで、以下これらの事例について、ハーグ陸戦条約三条の事後の実行といえるかを順次検討する。

① ヴェルサイユ条約による混合仲裁裁判所

原告らは、第一次世界大戦後、ヴェルサイユ条約で、ハーグ陸戦条約三条が適用され、個人が加害国に対して直接損害賠償請求権を行使

することを認める趣旨で個人に対する賠償が実行されたと主張する。

原告らが主張するのは、ヴェルサイユ条約によって設置された混合仲裁裁判所に直接個人が訴えを提起することができたことを指すものと解されるが、これは同条約によって例外的に個人が加害国に対して損害賠償請求権を行使することを認めたものにすぎないというべきである（甲八〇参照）。したがって、この事例をもって、原告らの主張するような国際慣習法が確立していたと認めることはできない。

② パナイ号爆撃事件

原告らは、昭和一二年（一九三七年）の南京事件の際、日本軍がアメリカのパナイ号を爆撃した事件について、日本政府がアメリカ政府を通してその乗員など被害者個人に対してその損害を賠償したと主張

する。

しかし、弁論の全趣旨によれば、右事件では、損害賠償請求権の主体とされたのはアメリカ政府であって、被害者個人ではないと認められる。右事件は、まさに国家責任の実行の一例であって、これをもって、原告らの主張するような国際慣習法が確立していたと認めることはできない。

③　阿波丸爆撃事件

原告らは、昭和二〇年（一九四五年）四月、捕虜救恤品輸送のため、安導券の確約を受けた阿波丸が、アメリカ軍に違法に攻撃を受け沈没したため、約二〇〇〇名が死亡した事件につき、日本政府は、スイス政府を通して、アメリカ政府に対して、被害者一人あたり五万円から

二〇万円まで四ランクにわけて損害賠償請求をしたと主張する。

しかし、弁論の全趣旨によれば、右事件は、被害者個人が加害国に対して直接損害賠償を請求した事案ではなく、被害者個人の損害額は、日本が外交保護権の行使として加害国であるアメリカに対して損害賠償を請求する際の算定基準とされたにすぎず、右事件は、むしろ、日本政府がアメリカ政府に対し、その国家責任を追及した一例と考えられるべき事案であると認められる。よって、右事件をもって、原告らの主張するような国際慣習法が確立していたと認めることはできない。

④ ドイツ・ミュンスター行政控訴裁判所判決

原告らは、昭和二七年（一九五二年）四月九日、ドイツ・ミュンスター行政控訴裁判所が「原告の損害賠償請求権は、国内公法のみなら

ず、国際法からも生じる。一九〇七年のハーグ陸戦条約第三条により、国家は、自国の軍隊を組成する人員の一切の行為（ハーグ陸戦規則の違反）につき責任を負う。文民の保護のため広範な文言が選択された第三条によれば、損害をもたらした者の過失は責任の要件ではない。第三条が軍隊構成員の行為にかかわる占領国の絶対責任について規定しているということは、国際法の疑いなき原則である。国際法の定めるこの絶対責任の枠内で、国家は『無形的』損害についても賠償する義務を負う。」との判決を下し、ハーグ陸戦条約三条を直接の根拠として個人の損害賠償請求権を認容したと主張する。

しかし、弁論の全趣旨によれば、右判決の事案は、ドイツ占領中のイギリス軍が使用する自動車によって重度の人身障害を受けたドイツ

住民が、ドイツ当局に損害賠償を求めたものであって、加害国とされるイギリス政府に対する請求ではなかったものである。よって、右判決をもって、原告らの主張するハーグ陸戦条約三条の解釈の事後実行と認めることはできない。

⑤　ドイツ・ボン地方裁判所判決

原告らは、平成九年（一九九七年）一一月五日、ドイツ・ボン地方裁判所が「侵略者の責任は、既に両世界大戦の間に国際法の要素になった。捕虜と占領地の一般住民を殺害したり奴隷化したりしてはならないという原則も国際法の一般規則に属しているということについて意見が一致している。この一般原則は、一九〇七年一〇月一八日の陸戦の法規慣例に関するハーグ第四条約にも表現されている。ドイツ帝

国は、ハーグ第四条約を一九一九年一〇月七日に批准したので、その規則を遵守しなければならなかった。この条約の附属書五二条によると、占領地の住民への課役は占領軍の需要のためにするのでなければ要求することができないし、住民が母国に対する戦闘行為に従事する義務も含めてはならない。そのうえ、四六条によると、住民の名誉、生命、信仰・宗教は尊重されなくてはならない。したがって、交戦中のドイツ帝国は、ユダヤ系住民を軍事工場で殲滅を目的として非人間的条件下で強制労働させることも禁じられていた」と述べたうえで、さらに、ハーグ陸戦条約が相互主義の下で損害賠償責任を課しているわけではないこと、連邦憲法二五条によってハーグ陸戦条約が国内法化されていること、しかも同条約の効力順位が法律よりも上位におか

れていることを根拠として、ハーグ陸戦条約により帝国公務員責任法の求める相互主義の適用を排除することもあわせて判示し、ハーグ陸戦規則違反の行為に起因する損害賠償責任が個人のために援用されることを明らかにしたと主張する。

この点については、阿部意見書及び弁論の全趣旨によれば、ドイツ・ボン地方裁判所が原告ら主張の内容の判決を行ったことが認められる。そして、阿部意見書によれば、右判決が個人の国家（ドイツ）に対する損害賠償請求権を認めた直接の根拠は国内法（民法典）にあった可能性が高いが、同判決の内容に照らすと、同判決がハーグ陸戦条約三条が個人の国家に対する損害賠償請求権を認める根拠となりうるとする見解を示したものと解する余地はあるというべきである。

⑥　コンゴ内乱

フリッツ・カルスホーヴェンは、「一九六〇年代初頭におけるコンゴでの内乱に関し、国連軍がベルギー人に対して被害を及ぼしたところ、国連の事務総長が、右行為は戦争法規に違反するものであったこと、その被害者は被った損害について国連から賠償を受ける権利があるということを認め、何人かのベルギー人が直接国連から賠償を受けた。これは、ハーグ陸戦条約三条の背景にある個人の請求権を肯定する原則が認められた事例である。」と述べる（甲五八・三五項）。しかし、小寺彰の意見書（乙八。以下「小寺意見書」という。）によれば、この事例は、国連とＰＫＯ受入国との間に条約が結ばれたことによって個人の損害賠償の填補が図られたものと認められる。よって、

右事例をもって、原告らの主張するハーグ陸戦条約三条の解釈の事後実行と認めることはできない。

⑦　ユーゴスラビア紛争

フリッツ・カルスホーヴェンは、「ユーゴスラビアの紛争の中で行われた行為について、国連総会の決議は、右行為について責任を負う者が処罰されるべきである、民族浄化の犠牲になった人々が賠償を受けるべきであると述べている。これは、ハーグ陸戦条約三条の背景にある個人の請求権を肯定する原則が認められた事例である。」と述べる（甲五八・三五項）。しかし、小寺意見書によれば、国連がハーグ陸戦条約三条を根拠にして、いずれかの国の国内裁判所でクレイム（個人が被った被害の填補請求権）の処理を義務づけられた例はない

、というのであるから、この事例も、原告らの主張するハーグ陸戦条約三条の解釈の事後実行と認めることはできない。

⑧　第一追加議定書九一条に関する赤十字国際委員会コンメンタールの注釈

阿部意見書には、ハーグ陸戦条約三条をほぼそのままの形で再現した平成九年（一九九七年）の第一追加議定書九一条に注釈を加える赤十字国際委員会コンメンタールの注釈が、「賠償を受ける権利を有する者は、通常は、紛争当事国またはその国民である」と述べ、個人の賠償請求資格をはっきりと認めているとの記述がある。しかし、赤十字国際委員会の見解自体は事後の実行にあたるとは解し得ない。また、右注釈は、前記記述に引き続き、「例外的な場合を除いて、紛争当事

国の違法行為によって損害を受けた外国籍の人は、自ら、自国政府に訴えを行うべきであり、それによって当該政府が、違反を行った当事国に対してそれらの者の申立てを提出することとなろう。」としており（弁論の全趣旨）、この記述からすると、赤十字国際委員会が、前記九一条について、個人が直接相手国に対する賠償請求の主体になるとの見解を採用していたものと認めるのは困難である。

(3) 以上(2)で検討したところによれば、⑤の事例を除いては、ハーグ陸戦条約三条が個人の国家に対する損害賠償請求権を認める根拠となりうるとする見解を示した事例はないと言わざるを得ない（なお、⑤の事例についても前述のとおり、損害賠償請求権を認めた直接の根拠はドイツ国内法にあったとみる余地があり、そうであるとすれば、厳密には、ハー

グ陸戦条約三条に基づき個人が国家に対し直接損害賠償請求をした実行例といえないことになる。）。そして、ほかに、ハーグ陸戦条約三条が個人の国家に対する直接の損害賠償請求権を認める根拠となりうるとする見解を示した事例が存在すると認めるに足る証拠はないばかりか、かえって、アメリカ合衆国第四巡回区控訴裁判所平成四年（一九九二年）六月一六日判決は、「ハーグ陸戦条約は、個人が行使する訴権を明確に規定していない。さらに、我々は、同条約を全体として合理的に解釈しても、締約国がそのような権利を付与する意図があったという結論には達しない」と判示し、同国コロンビア特別区地方裁判所平成六年（一九九四年）七月一日控訴審判決は、「ハーグ陸戦条約のいかなる条項も同条約の違反に対して個人に損害賠償請求権を付与することを示唆すらし

ていない」と判示していることが認められる（乙一六、乙一七）。

そうすると、事後の実行を考慮してハーグ陸戦条約三条を解釈しても、同条は、ハーグ陸戦規則違反の行為によって損害を被った個人が加害国に対して直接損害賠償を請求することを認めた規定とは解されないというべきである。

(五) 条約の起草過程に照らした解釈

(1) 前記のとおり、条約法条約三二条では、条約の解釈に当たっては、同条約三一条の規定により得られた意味を確認するために、条約解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができるとしているので、以下、ハーグ陸戦条約三条の起草過程について検討する。

なお、条約法条約三二条では、（a）「前条の規定による解釈によっては意味があいまい又は不明確である場合」あるいは（b）「前条の規定による解釈により明らかに常識に反した又は不合理な結果がもたらされる場合」には、条約の解釈を「決定」するために、右の検討を行うことができるとしているが、ハーグ陸戦条約三条の規定が右（a）の場合に当たらないことは前記(三)のとおりであり、（b）の場合にあたらないことも明らかであるから、右検討作業は、条約法条約三一条の規定の適用により得られた意味を「確認」するために行うものである。

(2) 各国代表の提案及び発言

甲第五八号証、阿部意見書、小寺意見書、乙第一二号証及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア　ハーグ陸戦条約三条は、第二回国際平和会議の全体会合及び第二委員会で検討がなされた。同委員会での検討の際、明治三二年（一八九九年）のハーグ陸戦規則の条文の修正案について、ドイツ代表から同規則の違反に対する賠償について以下のような条文を新設することの提案があった。

第一条　この規則の条項に違反して中立の者を侵害した交戦当事者は、その者に対して生じた損害をその者に対して賠償する責任を負う。交戦当事者は、その軍隊を組成する人員の一切の行為に付き責任を負う。

現金による即時の賠償が予定されていない場合において、交戦当事者が生じさせた損害及び支払うべき賠償額を決定す

ることが、当面交戦行為と両立しないと交戦当事者が認めるときは、右決定を延期することができる。

第二条　（同規則の）違反行為により交戦相手側を侵害したときは、賠償の問題は、和平の締結時に解決するものとする。

ドイツ代表は、右提案について概要以下のとおり説明した。

「一八九九年ハーグ陸戦条約によれば、各国政府は、その軍隊に対し、同条約附属規則の規定に従った訓令を出す以外の義務を負わない。これらの規定が軍隊に対する命令の一部になることに鑑みれば、その違反行為は軍事刑罰法規により処断される。しかし、この刑事罰則だけでは、あらゆる個人の違反行為の予防措置とはならないことは明らかである。そこで、右規則違反による損害の賠償について検討すること

が必要であるが、国家の責任を過失責任の法理によらしめるとすれば、国家に、その管理・監督上の過失が認められない場合がほとんどであろうから、損害を受けた者は、政府に対し賠償を求めることができないし、違法行為を行った士官または兵士に対して、賠償を求めたとしても、多くの場合は賠償を得ることができないであろう。したがって、我々は、軍隊の構成員が行った規則違反による一切の不法行為責任は、その者の属する国の政府が負うべきであると考える。そして、その責任、損害の程度、賠償の支払方法の決定については、中立の者の場合は、交戦行為と両立する最も迅速な救済のための措置を講じるものとし、敵国の者の場合は、賠償の問題の解決を和平回復時まで延期することが必要不可欠である。」

ドイツの右提案に関しては、交戦国の市民と中立国の市民との間に区別を設けていた点について賛否が分かれた。

イ　第二回国際平和会議第二委員会第一小委員会議長は、ドイツの右提案に関して、概要以下のとおり述べた。

「現在の規定に欠けている制裁条項を加えようという大変興味深いこの提案は、二つの部分からなっている。第一は、中立の者に関する部分であり、ある交戦当事国の軍隊を組成する者により中立の者に対し生ぜしめられた損害はその者に対して賠償してしかるべしとしている。そこには権利があり義務があるが、交戦相手側の者に対して生ぜしめられた損害については、いかなる権利も規定されていない。単に、交戦相手側の者に関する賠償の問題は、和平達成時に解決されるべきで

ある旨述べられているのみである。」

ウ　ロシア代表は、「我々は、先程この会議に提案を行った際、戦時における平和市民の利益を念頭に置いていたが、ドイツ提案はその同じ利益に合致するものであると考える。我々の提案は、一八九九年条約の実施にあたりこれら市民に課せられる苦痛を和らげることを目指すものであった。ドイツ提案は、この条約の違反によりこれら市民に対し生ずる損害を想定したものである。これら二つの提案の根底にある懸念は正当なものであり、それ自体として国際的合意の対象となってしかるべきであると考える。」などと述べた。

エ　フランス代表は、「ドイツ修正案に見られる主張は、中立国の国民と侵略地または占領地に居住する交戦国の国民とを区別し、前者に有

、利な地位を与え、彼らにいわゆる中立の配当を認めようとするものである。個人のためにとられる保護措置は中立の者か交戦相手側の者かにより区別を設けることなく、すべての者に対し同様に適用されるべきであると考える。」などと述べた。

オ　スイス代表は、ドイツ修正案に賛意を表明し、「ドイツ修正案が中立の者に許し難い特権を与えるというのは誤りである。ドイツ修正案が示している原則は、損害を受けたすべての個人に対し、敵国の国民であるか中立国の国民であるかを問わず適用可能である。これら二つのカテゴリーの被害者、すなわち権利保有者の間に設けられた唯一の区別は、賠償の支払に関するものであり、この点に関する両者間の違いは物事の性質そのものにある。中立の者に対する賠償の支払は、責

任ある交戦国が被害者の国とは平時にあり、また、平和な関係を維持しており、両国はあらゆるケースを容易にかつ遅滞なく解決しうる状態にあるため、たいていの場合、即時に行いうるであろう。このような容易さないし可能性は戦時という一大事により、交戦国同士の間では存在しない。賠償請求権は中立の者と同様各々の交戦国の者についても生ずるが、交戦国同士の間での賠償の支払は、和平を達成してからでなければ決定し実施することはできないであろう。」などと述べた。これに対し、ドイツ代表は、「自分自身もできない最高の弁明をしていただいた。」と謝辞を述べた。

カ　イギリス代表は、「ドイツ修正案においては、中立の者に対し特権的地位が与えられているが、これを受け入れることはできない。第一

条が中立の者に対し、受けた損害の賠償を交戦当事者に要求する権利を与えているのに比べ、第二条では交戦相手側の者については賠償は和平の締結時に解決するとしている。したがって、交戦相手側の者にとっては、賠償は平和条約に盛り込まれる条件次第、交戦国の交渉の結果次第ということになる。私は、陸戦の法規慣例違反の被害者に対し交戦当事国が賠償をなすべき責任を否定するものではなく、英国はいかなる意味においてもこの責任を免れようとしているわけではない。」などと述べた。

キ　ドイツ代表は、右提案が交戦国の市民と中立国の市民との間に区別を設けていることへの批判に対し、「両者の間に権利の違いを設ける意図はなく、右提案は、賠償の支払方法を規定するものにすぎな

い。」などと回答した。

ク　各国代表の発言の中には、一八九九年ハーグ陸戦規則に違反する行為によって損害を被った個人が加害国に対して損害賠償請求権を有することを明確に肯定または確認した発言はなかった。

ケ　以上の検討を経て、第二委員会が、ドイツ提案を「本規則の条項に違反する交戦当事者は、損害が生じたときは、損害賠償の責任を負う。交戦当事者は、その軍隊を組成する人員の一切の行為につき責任を負う。」との規定にまとめ、この規定が総会において全会一致で採択され、最終的に、規則中ではなく、条約の本文としてハーグ陸戦条約三条として盛り込まれた。

(3)　起草過程の検討

ア　右のような起草過程によれば、まず、ドイツ代表者が、ハーグ陸戦規則に違反して中立の者を侵害した交戦当事国がその者に対して生じた損害を「その者に対して」賠償する責任を負うとの条項を付け加えることを提案したものであって、この発言それのみを捉えれば、あたかもドイツ代表者がハーグ陸戦規則違反の行為によって損害を被った個人が加害国に対して直接損害賠償請求権を行使することを認めることを意図していたかのようにも解される。

しかし、右の起草過程をみると、各国代表の関心は、もっぱら中立国の市民と交戦国の市民とを区別することの是非に向けられているのであって、各国代表の発言の中には、個人の加害国に対する損害賠償請求権を肯定あるいは否定することについての発言は何ら存在しない。

むしろ、スイス代表が「中立の者に対する賠償の支払は、責任ある交戦国が被害者の国とは平時にあり、また、平和な関係を維持しており、両国はあらゆるケースを容易にかつ遅滞なく解決しうる状態にあるため、たいていの場合、即時に行いうるであろう。このような容易さないし可能性は戦時という一大事により、交戦国同士の間では存在しない。賠償請求権は中立の者と同様各々の交戦国の者についても生ずるが、交戦国同士の間での賠償の支払は、和平を達成してからでなければ決定し実施することはできないであろう。」との、国家間の賠償を前提とした発言をしたのに対し、ドイツ代表が謝辞を述べていることからすると、ドイツ代表の提案は、ハーグ陸戦規則違反の行為によって損害を被った個人の救済を最終的には意図していたとしても、それ

は、同規則違反の行為によって損害を与えた国家が被害者である個人が所属する国家に対して損害賠償の義務を負うという国家責任の原則を踏み越えるものであるとまでは認められず、同規則違反の行為によって損害を被った個人が加害国に対して直接損害賠償を請求することを意図していたものではないと認めるのが相当である。そして、第二委員会がまとめた条文及び最終的に採択されたハーグ陸戦条約においては、当初ドイツ代表から提案のあった「その者に対して」との文言が削除されていることもあわせて考えると、ハーグ陸戦条約の起草にあたった各国代表が、同条約三条の起草過程において、同条がハーグ陸戦規則違反の行為によって損害を被った個人に加害国に対する損害賠償請求権を付与することを意図していたと認めることはできない。

イ　これに対し、原告らは、ドイツ代表の提案はハーグ陸戦規則違反の行為による被害者個人に請求権があることを大前提としながら、国家責任を認めようとしたものであって、これに対し各国代表からはまったく異論が出なかったのみならず、議長、イギリス代表及びスイス代表の発言の中にも、中立国の市民ないし交戦国の市民にも賠償請求権が認められるべきことが述べられていると主張する。

しかし、ドイツ代表の提案がハーグ陸戦規則違反の行為による被害者個人に請求権があることを大前提とするものであるなら、スイス代表が国家間の賠償を前提とする発言をしていることに対し、ドイツ代表が何ら異論を唱えることなく、かえって謝辞を述べていることの説明がつかない。

なお、各国代表の発言についても、確かに、これらの発言の中には、ハーグ陸戦規則違反の行為によって損害を被った個人に対して加害国は損害賠償責任がある旨を述べたものがある。しかし、これらの発言の多くは、結局ドイツ代表の提案を反復したにすぎない。また、イギリス代表は「私は、陸戦の法規慣例違反の被害者に対し交戦当事国が賠償をなすべき責任を否定するものではなく、英国はいかなる意味においてもこの責任を免れようとしているわけではない。」と述べているものの、スイス代表は、右のように国家間の賠償を前提とする発言をする一方で、「ドイツ修正案が示している原則は、損害を受けたすべての個人に対し、敵国の国民であるか中立国の国民であるかを問わず適用可能である。」との、被害者個人に対する賠償を前提とするか

のような発言をしていたことからすると、イギリス代表を含めた各国代表は、ハーグ陸戦条約の起草過程で、ハーグ陸戦規則違反の行為によって生じた個人の損害を填補することを意図していたものであるというべきであるが、さらにそれを越えて、被害者個人に加害国に対する直接の損害賠償請求権を付与することを意図していたものとまで認めるには足りないというべきである。このことは、各国代表がドイツ代表の提案に対し、被害者個人が加害国に対して直接損害賠償を請求することの是非をめぐって議論をした形跡がないことからも明らかである。仮に、被害者個人の加害国に対する損害賠償請求権を肯定するとすれば、それは従来の国家責任の原則を修正するものであるから、これに反対する代表があってもおかしくはないし、個人の損害賠償請

求権を認めるとしても、いかなる手続きでこれを実現していくのか、個人に生じた損害をすべて賠償する義務を加害国に負わせるのかなど、議論すべき問題が多々存すると思われるのに、これらの点に関する議論がまったくなされていないことからすると、原告らが主張するような各国代表の発言の一部を捉え、これをもって各国代表が個人に加害国に対する損害賠償請求権を付与することを前提としていたとみることはできない。

なお、原告らは、損害の救済の実現方法等について起草過程において議論がなくとも、ハーグ陸戦条約は当然に国内法的効力を持つから、ハーグ陸戦条約違反が主張される当該国家の国内法における手続法によってその救済が図られればよいのであって、損害の救済方法の実現

方法等について起草過程において議論がないことは、被害者である個人から国家に対する損害賠償請求権を認めない根拠とはなり得ないと主張する。確かに、ハーグ陸戦条約三条が個人の国家に対する損害賠償請求権を付与したものであるという前提に立てば、損害の救済方法の実現方法に関する規定が存しないことは権利実現にあたっての障害とはならないという主張もありうるというべきである。しかし、ここではそもそもその前提となる同条が個人に損害賠償請求権を付与したものであるか否かが問題となっており、その判断のために条約の起草過程を検討したものである。そうであるとすると、その起草過程において個人の権利実現の方法について何ら議論がなされていない（すなわち、個人の権利実現は各国の国内法に委ねるとの議論もなされてい

ない。）ということは、前提となる個人の請求権を付与したものであるとの解釈をとるうえでの障害となることは明らかであり、この点に関する原告らの右主張は採用できない。

(六) ハーグ陸戦条約三条の規定の解釈に関する結論

以上(三)ないし(五)の、用語の通常の意味に照らした解釈、事後の実行に照らした解釈及び条約の起草過程に照らした解釈で検討した結果によれば、ハーグ陸戦条約三条は、交戦当事国である国家が、自国の軍隊の構成員によるハーグ陸戦規則違反の行為につき、相手国に対し損害賠償責任を負うという、加害国と被害国間の権利義務関係について定めたものと解すべきであり、同条が国内法的効力を有するとしても、被害国の被害者個人の加害国に対する損害賠償請求権を創設したものとは言えないから、原告らの

主張するような損害賠償請求権の存在を根拠付けるものとは言えない。

そして、原告らは、ハーグ陸戦条約三条が被害者個人の損害賠償請求権を認めているとの解釈を前提に、同条によって具体化された国際慣習法に基づく損害賠償請求権の存在を主張しているものと解されるが、右のとおり、ハーグ陸戦条約三条は被害者個人の損害賠償請求権を認めていないと解される以上、そのような原告らの主張も採用できない。

2　争点2（債務不履行による損害賠償請求権の成否）について

前提となる事実によれば、原告らがそれぞれ香港軍政下において日本政府ないしは日本軍が発行した軍票を所持していること、原告らの所持している軍票の裏面には、この軍票を所持する者に対していつでも等価で日本通貨に換金するとの趣旨の記載があることが明らかであり、この事実を前提として、

原告らは、被告が原告らの所持している軍票の日本円との交換に応じないことは債務不履行に当たると主張し、債務不履行に基づく損害賠償を請求している。これに対し、被告は、本件覚書及び大蔵省声明により、軍票は無効、無価値になっており、被告には原告らの主張するような債務の不履行はないと主張して争っている。そこで、以下、本件覚書及び大蔵省声明の効力について検討する。

(一) 前提となる事実と証拠及び弁論の全趣旨によれば次の事実が認められる。

(1) 日本政府は、昭和一二年（一九三七年）一〇月二二日閣議決定された「軍用手票発行要領」及び同日付け大蔵大臣通達である「支那事変派遣部隊経費支弁軍用手票取扱手続」に基づき軍票の発行を決定したが、右要領では、①軍票は原則として華北を除く中国で、派遣軍の軍人・軍属

の俸給、給与以外の支払にあてる、②軍票と日本通貨との引換えは当分の間行わない、③軍票の価値維持については軍において適当な措置を講ずる、とされ、右大蔵大臣通達で取扱手続が定められていた。その後同要領は、昭和一三年（一九三八年）九月二三日の閣議決定で、①軍票は華北を除く中国での軍費にあてる、②軍票は必要に応じて日本通貨と引き換える、③軍票の価値維持については政府及び軍において最も有効適当な措置を講ずる、④前各項の取扱手続は大蔵大臣、陸軍大臣及び海軍大臣と協議のうえ定める、と改められた。（甲四一、乙一ないし三）

(2) 右のように、軍票は、当初中国における陸軍派遣部隊の軍人・軍属の俸給、給与以外の軍費支払のために発行されていたが、昭和一三年（一九三八年）九月二三日の右閣議決定からその使用範囲を拡張し、陸軍に

おける軍人軍属の俸給、給与等にも使用するようになり、さらに海軍においてもこれを使用することになった。また、昭和一四年（一九三九年）一二月以後は、軍以外に対しても広く使用されるようになり、戦時に際して、戦地または占領地での食料、軍需品の調達などのためにも使用されるようになった。

日本軍の軍政下にあった香港でも、右要領に基づき、軍票が発行され、食料、軍需品の調達などのために使用されていたが、軍票一色化政策の推進により、当時の香港住民の間では一般の通貨として使用されていた。（甲四一、甲六六、乙二、証人小林、弁論の全趣旨）

(3) 軍票は戦地または占領地で使用される紙幣であり、通貨の一種ではあるが、使用されるのは国外の日本軍の派遣地であり、法律上の強制通用

力は持たず、その発行には法律または緊急勅令を要しなかった。（甲四一、甲六五、乙一ないし三）

(4) 日本は、昭和二〇年（一九四五年）八月にポツダム宣言を受諾し、同年九月二日、降伏文書に調印し、同年一〇月二日には、連合国軍最高司令官総司令部（ＧＨＱ）が開設された。日本は、ポツダム宣言の受諾後、昭和二七年（一九五二年）四月二八日に平和条約が発効するまでは連合国による占領下におかれていた。そして、占領下の日本の行う諸政策は、連合国最高司令官の発する指令、覚書等に沿い、直接的には、国会の制定する法律あるいは政策等により実施されるという間接管理方式によることとされていた。

(5) 連合国最高司令官の発する指令、覚書等は、ポツダム宣言及び右降伏

文書に基づくもので、降伏文書には、「天皇及日本政府ノ国家統治ノ権限ハ、本降伏条項ヲ実施スル為適当ト認ムル措置ヲ執ル聯合国最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルルモノトス。」という規定（第八項）があり、これによって、日本国の統治は、連合国最高司令官が適当と認める範囲で発する指令、覚書等に従うことを要することになった。

(6) 連合国最高司令官は、降伏条項を実施するため、大日本帝国憲法及び日本国憲法にかかわりなく、まったく自由にみずから適当と認める措置をとることができ、日本国政府は、連合国最高司令官の発した指令、覚書等に従いこれを実施することを要する法律関係にあった。

(7) 連合国最高司令官は、昭和二〇年（一九四五年）九月六日、本件覚書を発し、これを受けて大蔵省は閣議決定を経たうえで、大蔵省声明を発

した。本件覚書の内容は、日本政府、陸海軍の発行した一切の軍票を無効、無価値にして、その授受を一切の取引において禁止するというものであり、大蔵省声明は、右覚書を受けて一切の軍票を無効、無価値とするものである。（乙四、乙五、弁論の全趣旨）

(二) 右(一)で認定した事実によれば、原告らが所持する軍票が発行された当時の「軍用手票発行要領」によれば、軍票は必要に応じて日本通貨と引き換えるとされており、かつ、原告らの所持する軍票の裏面には「此票一到即換正面所開日本通貨」という兌換文言が存するとはいえ、発行者である日本政府が、いわば超憲法的効力を有する連合国最高司令官の覚書を受けて、大蔵省声明によりみずからの兌換義務を消滅させたことが明らかであり、通貨に準じる軍票の性質に照らしても、本件覚書を受けた大蔵省声明によ

り、被告の原告らに対する軍票の兌換義務は消滅したと解すべきである。

(三) ところで、本件覚書及び大蔵省声明の効力に関して、原告らは次のように主張するので検討する。

(1) 原告らは、本件覚書では、軍票は「無効無価値ニシテ」と、取引上の効力を禁止したにとどまったにもかかわらず、大蔵省声明はさらに進んで、軍票は「無効且無価値トシ」と、形成権的に軍票そのものを完全に無効、無価値としたもので、大蔵省声明は連合国最高司令官の指令の範囲を越えたものであると主張する。

確かに、原告らの主張するように本件覚書と大蔵省声明には若干の表現の違いがあることは事実であるが、本件覚書の文言及び文脈を素直に読む限り、本件覚書の趣旨が軍票を取引上の通貨としない点に重点があ

り一切の軍票そのものを無効、無価値とするものではないと解することには無理があり、本件覚書は、一切の軍票そのものを無効、無価値とすることを指示したものと解するのが相当である。

(2) 原告らは、本件覚書をはじめとする連合国最高司令官の指令や覚書は日本国の占領管理を円滑にするうえで適当と認められる範囲で発せられるものであること、本件覚書には、「斯ル通貨ノ授受ハ一切ノ取引ニ於テ禁止ス。」とあり、日本国内の通貨政策として日本国内における取引上の授受を禁止することが目的とされていること、本件覚書には「日本政府ハ本州、北海道、四国、九州及ビ附近水域ニ於テ左記事項ヲ法律、命令又ハ其ノ他ノ規程トシテ即時実施スベシ。」とあり、その実施範囲を日本地域に限定していることから、本件覚書及び大蔵省声明の効力の

及ぶ範囲は日本国内に限られると主張する。

しかし、前記認定のとおり、軍票は、当初は華北を除く中国での軍費にあてるとされた通貨の一種であり、もっぱら日本国外で使用されることが予定されていたことは明らかであるから、本件覚書が一切の軍票そのものを無効、無価値とすることを明文で示している以上、日本国外に存する軍票についても当然に無効、無価値とする趣旨（乙第七号証にも同趣旨の記載がある。）と解すべきであり、これを受けて大蔵省声明が発せられたものと解すべきである。原告らの主張するように、本件覚書の冒頭に、「日本政府ハ本州、北海道、四国、九州及ビ附近水域ニ於テ左記事項ヲ法律、命令又ハ其ノ他ノ規程トシテ即時実施スベシ。」との文言が存することは事実であるが、これは、連合国最高司令官の指令、

覚書の及ぶ占領下の日本の範囲を確認的に記載したにとどまるものと解すべきあり、軍票の発行者である日本政府が連合国最高司令官の指示、覚書等に服する以上、日本政府が発行した軍票につき、日本国外に存する分も含めて一切を無効、無価値とすることを指示することと、連合国最高司令官の指令、覚書の及ぶ範囲が占領下の日本に限られることとはなんらの矛盾ないしは抵触を生じないと解すべきである。そして、軍票の通貨の一種としての性質に照らす限り、発行者である日本政府は、軍票の所在が国内にあるか国外にあるかを問わず、また所持者が日本国民であると外国人であるとを問わず、一律に軍票を無効、無価値とすることが可能であり、大蔵省声明は、軍票を無効、無価値とする地域を何ら限定していないのであるから、原告らの主張は採用できないというべき

である。

なお、証人小林の証言中には、本件覚書の趣旨は、本件覚書の適用される領域が日本の領域に限定されていたことからしても、外地に流通している軍票が日本に持ち込まれた場合に流通が認められないということであって、外地に流通している通貨そのものをどのように処理するかという問題は別途考えられるべきことであったとする部分がある（証人小林の証人尋問調書三一頁以下）。しかし、右のような解釈は、同証人も様々な解釈がありうるとしているところであって、もっぱら日本国外で使用されることが予定されていた通貨の一種である軍票を一切無効、無価値にするという本件覚書の文言に明らかに反しており、採用することはできない。

(3)　原告らは、本件覚書及び大蔵省声明が発せられた以降も、シンガポールにおいて軍票が有効として扱われた事例があり、この事実からすると、本件覚書及び大蔵省声明は、日本国内においてのみ効力を有していたものであって、日本国外では、軍票が有効に扱われていたことが明らかであると主張する。

この点に関しては、甲第五一ないし第五三号証、甲第五五号証、甲第五六号証及び弁論の全趣旨によれば、昭和二〇年（一九四五年）一〇月一一日、シンガポールに開設されていた熊本郵便局の管轄下にある日本の郵便局の出張所において、葉氏[redacted]及び林陳[redacted]の両名がそれぞれ一万円を貯金したこと、平成八年（一九九六年）四月一五日、右一万円が軍事郵便貯金等特別処理法に基づいて評価換算され右両名に対し、それ

ぞれ二七万六三二三円が支払われたことが認められる。そして原告らは、右両名がそれぞれ貯金したとされる一万円は両名が従軍慰安婦として働いた際に得た軍票であったと主張し、被告は、預けられたのが軍票であったかどうかは確認できないと反論するが、甲第五〇号証、甲第五一号証及び弁論の全趣旨によれば、右シンガポールの郵便局が軍票による入金を一万円の貯金として扱ったと推認する余地はあるというべきである。

しかし、右のような事実が認められるとしても、弁論の全趣旨によれば、被告が一切の軍票を無効かつ無価値であるとする取扱いを変更していないことは明らかであり、右の事実から直ちに、軍票を無効、無価値とする地域が限定されていたと認定することはできない。

(4) 原告らは、債務者が一方的に債務は無効だと宣言したとしてもそれは

認められるはずがないから、軍票所持者に対し等価で換金をするとの債務を負っている被告が大蔵省声明によって一方的に軍票の無効、無価値化を宣言することは許されないと主張する。

しかし、既に述べたように、軍票は通貨の一種であるところ、通貨にその価値を付与するのは通貨の発行者であるから、通貨の発行者が通貨の無効、無価値化を宣言し、通貨からその価値を剥奪した以上、通貨は無効、無価値とならざるを得ないものである。そうすると、軍票の発行者である日本政府が通貨である軍票の無効、無価値化を宣言し、軍票からその価値を剥奪した以上、軍票は無効、無価値となったのであって、軍票から生じる債務は消滅したと解するほかない。これは通貨の性質上やむを得ないところである。そして、連合国最高司令官の発する命令、

指示は、日本国憲法にかかわりなく、いわば超憲法的効力を有するものであって、我が国の法令は右命令指示に抵触する限りにおいてその適用を排除されると解されるのであるから（最高裁昭和二七年四月二日判決・民集六巻四号三八七頁、同昭和二八年四月八日判決・刑集七巻四号七七五頁、同昭和二八年七月二二日判決・刑集七巻七号一五六二頁、同昭和四〇年九月八日判決・民集一九巻六号一四五四頁参照）、本件覚書を受けた大蔵省声明により原告らの所持する軍票もすべて無効かつ無価値になったと解さざるを得ないのである。

(四) 被告の債務不履行責任の有無に関する結論

以上検討したところによれば、本件覚書及び大蔵省声明の効力に関する原告らの主張は、いずれも採用することができないから、結局原告らの所

持する軍票については、本件覚書を受けた大蔵省声明により、一切が無効かつ無価値になったものである。したがって、軍票の裏面にある日本通貨に交換する旨の記載も無効となったものと認めざるを得ず、被告が右軍票につきこれを日本円と交換する債務を依然として負っていることを前提とする、債務不履行に基づく損害賠償請求は、その余の点につき判断するまでもなく理由がないというべきである。

なお、このような解釈によれば、軍票の真の権利者が不測の財産的損害を被るであろうことは否定できないが、本件に現われた軍票の発行と香港ドルの交換の経緯に照らすと、右損害は戦争犠牲ないしは戦争損害と認めざるを得ず、そのような損害を填補するか否かは、最終的には立法政策の問題というべきである。

3　争点3（憲法二九条三項の適用の有無）について

原告らは、本件覚書及び大蔵省声明による軍票の無効、無価値化が有効である場合、被告は憲法二九条三項によりその損失を補償する義務を負うと主張する。

しかし、日本国憲法一〇〇条一項には「この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。」との規定があることからすると、日本国憲法には遡及効はないことは明らかである。そうであるとすれば、本件覚書及び大蔵省声明が発せられた昭和二〇年（一九四五年）九月には、未だ日本国憲法が施行されていなかったのであるから、本件覚書及び大蔵省声明による軍票無効化について憲法二九条三項が適用される余地はないというべきである。

4　争点4（不法行為責任の有無）について

原告らは、民法七〇九条ないし国家賠償法一条一項により被告は不法行為責任を負うと主張し、その損害の賠償を請求する。そこで、以下、この点に関する原告らの主張について検討する。

(一)　軍票強制による財産侵害

(1)　原告らは、日本軍による香港支配の過程で、日本軍は香港住民に対し、香港ドルと軍票の交換を強制することにより香港住民の香港ドルを略奪し財産権を侵害したのであるから、被告は、民法七〇九条に基づき損害を賠償する義務があると主張する。

しかし、仮にそのような事実が認められるとしても、そのことから被告に対する民法七〇九条に基づく損害賠償請求権が発生するかという観

点からみると、大日本帝国憲法には国家賠償に関する規定は存在せず、同憲法の下では、「行政裁判所ハ損害要償ノ訴訟ヲ受理セス」（行政裁判法一六条）とされ、国の賠償責任は、民事事件として通常裁判所が私法法規を適用しうる限度においてのみ認められたにすぎなかったものであり、国の権力的作用に属する行為が違法であることを理由とする損害賠償の請求は、特別の規定がない限り私法の不法行為法の規定は適用されないとして、判例上一貫して認められなかったものである（大審院明治四三年三月二日判決・民録一六輯五巻一六九頁、同昭和四年一〇月二四日判決・法律新聞三〇七三号九頁、同昭和八年四月二八日判決・民集一二巻一一号一〇二五頁、同昭和一三年一二月二三日判決・民集一七巻二四号二六八九頁、同昭和一六年二月二七日判決・民集二〇巻二号一一

八頁等参照）。すなわち、現行の国家賠償法施行以前においては、権力的作用に基づく損害については、一般的に国に賠償責任を認める法令上の根拠が存しなかったのである。そして、香港における軍票の発行及び香港ドルとの交換は、日本政府が太平洋戦争の遂行にあたってとった国策であったことは明らかであり、軍票の交換行為自体は国の権力的作用に属する行為にほかならない。そうであるとすれば、国家賠償法附則六項は、「この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による。」と規定しており、国家賠償法が施行されたのは昭和二二年（一九四七年）一〇月二七日であるから、それ以前に生じた原告ら主張の財産権侵害行為について被告に損害賠償責任が生じると解することはできない（最高裁昭和二五年四月一一日判決・裁判集民事三号二二五頁

参照）。

(2)　これに対し、原告らは、軍票の発行は占領地において国際法の認める権力行使の一内容として行われたのであり、これについては国際法、すなわちハーグ陸戦規則四二条ないし五六条または国際慣習法の規律の下にあるから、不法行為責任についてもハーグ陸戦規則または国際慣習法により規律されるのであって、国内法の国家無答責の原則の適用はないと主張する。しかし、このような原告らの主張は、ハーグ陸戦条約三条がハーグ陸戦規則違反の行為によって損害を被った個人に加害国に対する直接の損害賠償請求権を付与したものであることを前提にしているものであって、このような前提が採用できないことは既に述べたとおりである。

(二) 敗戦時の軍票精算放置

原告らは、昭和二〇年（一九四五年）八月一四日の無条件降伏により、被告は直ちに軍票全額を日本通貨（日本銀行券）に換金する義務が生じたにもかかわらず、あえてこの義務を履行せずに放置したのであるから、被告は、民法七〇九条及び国家賠償法一条一項に基づき損害を賠償する義務があると主張する。

しかし、日本が無条件降伏をしたからといって、そのことから被告に軍票を換金する法的義務が新たに生じたと解することはできない。したがって、原告らの右主張は採用できない。

(三) 大蔵省による無効、無価値声明による精算義務の放置

原告らは、本件覚書に基づいて大蔵省が大蔵省声明を発して軍票の流通

上の効果を否定したことにより、軍票を同額の日本通貨に換金する義務が生じたにもかかわらず、右換金行為をまったく行わず放置して、原告らの財産権を侵害したのであるから、被告は、民法七〇九条に基づき、原告らに生じた財産的損害を賠償する義務があると主張する。

しかし、前述のとおり、軍票は、本件覚書を受けた大蔵省声明により、一切が無効かつ無価値になったものと言わざるを得ないのであり、大蔵省声明を発することによって、新たに被告に軍票を同額の日本通貨に換金する法的義務が発生したと解することはできない。

(四) 日本国独立時の精算義務の放置

原告らは、日本は平和条約の発効により独立国として軍票換金義務を果たす能力が生じたにもかかわらず、右義務を履行せずに放置したことによ

って原告らの財産権を侵害したのであるから、被告は、国家賠償法一条一項により原告らの財産的損害を賠償する義務があると主張する。

しかし、日本が平和条約の発効によって独立国となったとしても、そのことから、被告に軍票を日本円に換金する法的義務が新たに生じたと解することはできない。

(五) 被告の不法行為責任の有無に関する結論

以上検討したところによれば、日本軍が香港において香港ドルと軍票の交換を行った行為は国の権力的作用に属する行為であって、その行為自体の違法を理由とする不法行為責任を問うことはできないと言わざるを得ないし、その余の不法行為責任に関する主張については、原告らの主張するような精算義務自体の存在を認めることはできないから、結局、原告らの

主張する民法七〇九条あるいは国家賠償法一条一項を根拠とする損害賠償の請求は理由がないというべきである。

第七　結論

以上の次第であって、ハーグ陸戦条約三条を根拠として原告らの被告に対する損害賠償請求権を認めることはできないし、原告らの主張する債務不履行あるいは不法行為を理由とする損害賠償についても、現行の法体系のもとでの実体法上の損害賠償請求権として構成する余地はないと言わざるを得ない。

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第一四部

裁判長裁判官　西岡清一郎

裁判官　武藤貴明

裁判官見米正は転任のため署名押印することができない。

裁判長裁判官　西　岡　清　一　郎

（別紙一）

当事者目録

中華人民共和国香港[redacted]

原告　呉[redacted]

同国香港[redacted]

同　李[redacted]

同国香港[redacted]

同　馬[redacted]

同国香港[redacted]

同　梁[redacted]

同国香港 [redacted]

同 曾 [redacted]

同国香港 [redacted]

同 曾 [redacted]

同国香港 [redacted]

同 錢 [redacted]

同国香港 [redacted]

同 黄 [redacted]

同国香港 [redacted]

同 王 [redacted]

同国香港 [redacted]

同　梁　[redacted]

同国香港　[redacted]

同　陳　[redacted]

同国香港　[redacted]

同　鄭　[redacted]

同国香港　[redacted]

同　盧　[redacted]

同国香港　[redacted]

同　崔　[redacted]

同国香港　[redacted]

同　梁　[redacted]

同国香港 [redacted]

同　鄧 [redacted]

同国香港 [redacted]

同　鄧 [redacted]

右訴訟代理人弁護士

同　内田雅敏

同　高木健一

同　五百蔵洋一

同　石田明義

同　幣原廣

同　小川原優之

同　神田安積

同　仙谷由人

右訴訟復代理人弁護士　平澤千鶴子

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

被告　国

右代表者法務大臣　陣内孝雄

右指定代理人　齊木敏文

同　岸秀光

同　菅谷久男

同　東村富美子

同　川口泰司

同　小原一人

同　近藤秀夫

同　松崎研丈

同　根原稔

同　山岡徳光

同　奥田直竹

以上

（別紙二）

原告らの主張

一　日本の香港支配

1　日本軍の香港侵略

昭和一六年（一九四一年）一二月八日午前三時五一分、「ハナサク・ハナサク」という電文を合図に深土川河の国境を渡った第三八師団（名古屋・岐阜・静岡編成の第二二八・二二九・二三〇連隊）により香港攻略は開始された。翌同月九日深夜には九龍半島郊外のジン・ドリンカーズ・ライン（酔酒湾防禦線）の一角が崩れた。

ジン・ドリンカーズラインを失ったイギリス軍は、九龍半島防衛を放棄し、

香港島に全軍を撤退させた。日本軍は同月一二日に九龍市街地を占領した。対岸の香港島市街地では日本側の砲撃で電気・水道が止まり、クイーンズ・スクエアー（皇后像広場）は煙に包まれ、灣仔では火災が発生した。北角の石油タンクも被弾しており、火勢はなかなかおさまらなかった。

日本軍は同月一八日夜、降雨のなか上陸用舟艇で香港島北東部に上陸し、海岸線に陣取っていたイギリス軍と戦闘を開始した。同月二四日には黄泥涌貯水池のイギリス側水源が絶たれた。同月二五日午後三時、イギリス軍指令長官モルトビー少将はヤング総督と会見して香港防衛全軍の投降を決定した。同日午後七時三〇分、ペニンシュラ・ホテル（半島酒店）の三三六号室でヤング総督、モルトビー少将、ボクサー少佐は香港攻略を指揮した酒井隆中将以下と会見した。ロウソクの灯をたよりに降伏のサインが行われた。香港で

はこの日をブラック・クリスマス（黒色聖誕節）という。

2　香港軍政の被害

(一)　住民・婦女に対する暴行と物資の徴発

昭和一六年（一九四一年）一二月二五日、日本軍はペニンシュラ・ホテルに香港軍政庁（以下「軍政庁」という。）を置き、酒井隆中将が全権を掌握した。香港に到着した日本兵たちは布地・宝石など日本で払底していたものを手当たり次第買いあさっていた。目抜き通りのあちこちに「金銀高価買入」と大書した看板が並び、賭博場も開業していた。夜になると日本兵は民家に押し入り、金目の物を奪い、若い娘に暴行を働いた。

(二)　香港軍政の組織と法制

香港は大本営直隷下に軍政がしかれることとなり、昭和一七年（一九四

二年）二月二〇日、セントラル（中環）の香港上海銀行ビルを接収して香港占領地総督部（以下「総督部」という。）が発足し磯谷廉介少将が着任した。磯谷総督はセントラル・スクエアーのヴィクトリア女王像跡地に新たに「告諭」を掲げ、「大東亜戦争完遂のための皇土香港の建設」が軍政の基本方針とされた。

総督部の司法は軍法会議とよばれる軍に属する特別刑事裁判所がおかれ、総督を長官に兵科の将校が判事、法務将校が法務官・検察官を担当した。その範囲は「軍人・軍属のほか帝国臣民の犯罪事件全部に及ぶ」とされ、他の干渉を排除し、非公開で、弁護・上訴は許されなかった。また国内の裁判所に相当する軍律会議もおかれ、「住民の軍律、その他香督令違反行為を審判」した。

また、香港憲兵隊は憲兵のほかに一般兵士から転属した補助憲兵、さらにイギリス植民地時代の香港警察から中国人・インド人警官を採用した憲査からなり、占領地内の軍事・司法・警察・消防など一切の警察業務を担当した。しかも香港憲兵隊の外事・公安担当部門は多くの現地人密偵を擁していた。戦後、戦犯に問われ、反逆罪で処刑されたジョージ・ウォン（黄佐治）が有名である。

住民生活については、「香港警察犯処罰令」を通じて生活上の微細な事柄にも様々な処罰が定められていた。例えば、占領下の香港では夜一二時から朝五時までの外出・通行は処罰の対象だった。

(三) 香港憲兵隊による住民被害

香港防衛戦を戦ったイギリス軍将校、ルイス・ブッシュは、イギリス軍

降伏後、日本語能力を買われて通訳を担当する捕虜として一時コーズ・ウェイベイ（銅鑼灣）の東地区憲兵隊本部に収監されていた。ブッシュはここで日本軍憲兵隊による、中国人に対する暴行や虐待を目撃している。

昭和一七年（一九四二年）三月八日の総督部布告第四号では、伝染病対策として「家屋内はもちろん、付属建物または出入り裏小路等にして、清潔の不徹底発見されざるよう、各自は全力をあげて清潔にすべし。清潔にせざる場所に対しては、理由のいかなるを問わず相当処置せらることあるべし」とある。

日本軍占領下の香港ではボルネオなどからの薪炭輸入が止まり、深刻な燃料不足になっていた。住民たちは炊飯のために家具や書籍まで燃料にしていた。これらを燃やし尽くすと、住民たちは近くの山林まで伐採し始め

ていた。総督部当局は、昭和一八年（一九四三年）二月二〇日の総督部布告第三号で「山林の保護取締りに関する件」を発し、「濫りに山林内に立ち入り、または山林内の樹木を伐採し、及び下草を採集することを禁ず」として「違反したる者は之を軍罰に処す」とした。

(四) 人口疎散政策

占領直後から軍政当局は「帰郷生産運動」とよばれる人口削減に力をいれていた。正しくは人口疎散政策とよばれるこの政策は、戦争難民で二〇〇万人近くに及んでいた香港の人口を、総督部管轄区域外に帰省させることで、食料供給量に見合った六〇万人程度に抑えようというものだった。疎散には自費疎散・懲懲疎散・強制疎散の三種があり、自費疎散・懲懲疎散は同郷会や軍政当局の斡旋で、食料と路銀を支給されて帰郷するのに対

し、強制疎散は「乞食刈り」ともよばれ、路上を歩いている人を乞食とみなして憲兵隊に拘置し、人数が五〇人程度になったところで、一週間分の食料を与えて、船で無人島などに遺棄するという乱暴なものだった。

日本の香港軍政末期の昭和一九年（一九四四年）五月には「湖桂作戦」が始まり、香港周辺が再び緊迫した。このため難民が昼夜を分かたず押し寄せるようになり、「乞食刈り」は再び憲兵隊の日常業務となった。このころには日本軍の食料も乏しく、三日分の食料しか与えなかったとか、あげくのはては近海に跋扈するアメリカ潜水艦が恐ろしく、近くの海に投げ捨てるという乱暴なこともおこなわれた。戦後、遺棄に関係した香港憲兵隊関係者はＢＣ級戦犯に問われている。

(五) 食料難と人肉食

昭和一八年（一九四三年）ごろから香港では食料欠乏とインフレが急速に昂進した。米は戸口調査に基づく配給制だったが、昭和一九年（一九四四年）四月からは軍政協力者家族に制限され、さらに同年一二月一日には直接軍政協力者本人以外は米の配給の対象から外した。同年四月に一斤一円五〇銭だった配給米は、市場価格では一〇円となり、当局にコネがない限り、お碗一杯の糊のような粥すら口にすることが困難となった。

戦争末期の香港市民の食料事情は窮迫を極めた。路頭には栄養失調のために眼球が飛び出し、腹ばかり異常にふくれた人が目立つようになった。毎朝のように死体回収車がやってきて、係員が二人がかりで死体を車に乗せた。まだ息のある人も構わず乗せられた。

このころの深水埗には犬の肉を食べさせる屋台がたくさんできた。もっ

とも、華南地方では「竜虎料理」といい、蛇・猫・犬・サソリ・ゴキブリなども食用に供せられるが、犬の肉とは名ばかりだった。実際には餓死した子供の肉だったという。

(六) 海南島への労働力徴用

食料が欠乏するなか、香港の若者たちは海南島にも徴用された。海南島は中国南部、ヴェトナム近くの雷州半島の南にあたり、かつては広東省に属していた。

日本軍は仏印進駐に先立つ昭和一四年（一九三九年）に海南島を占領したが、同島は、鉄鉱石、銀、マンガン、水晶などの豊富な地下資源があるうえ、東南アジアをにらむ軍事上の要衝として注目されていた。香港は同島の鉱山開発や飛行場建設のための兵站基地となっていた。例えば日窒南

方部（現チッソ）が担当した石碌鉄山開発では、大陸浪人の中村新八郎が合記公司という会社を香港に作り、香港青年を募集・徴用した。多くの香港青年が海を渡ったが、無事に香港に戻れた若者はわずかだった。

二　軍票の強制

1　連合国系資産の処分と新香港ドルの発行

日本軍の香港占領と並行して連合国系金融資産の整理も行われた。軍政下の通貨については、当初は香港ドルがそのまま使えた。日本軍はイギリス政庁から発券銀行に指定されていた中国上海匯豊銀行に所蔵されていた未発行の香港ドル紙幣を発見し、中国上海匯豊銀行のマネージャーだったグレイバーン卿（のち占領下に死去）に発券に必要なサインを強要し「新香港ドル」として大量に流通させた。この「新香港ドル」は、近接する中立国ポルトガ

ル領マカオでの銀・タングステンなど軍需資源調達に利用されたため、めぐりめぐって連合国支配諸地域にも流通し、大変な混乱をひきおこした。

このためイギリス政府は「日本軍発行の新香港ドルは無効」として、識別を徹底させて被害を最小限度にくい止める工夫をした。

2　軍票の強制と不等価交換

他方、軍票は早くも昭和一六年（一九四一年）一二月三一日には九龍で交換が開始された。アジア太平洋戦争で日本軍は各地で現地通貨表示の軍票を発行したが、香港で使用されたものは日中戦争で使用された「昭和一二年軍票（支那事変軍票）」に分類される。日本銀行券に、「軍用手票」と重ね刷りしたものや、最初から軍票として作られたものなど、発行年次、額面によって様々な種類があった。

日中戦争・太平洋戦争が長期化するなか、日本軍は戦地・占領地の恒久通貨確立をめざし、中国戦線では汪兆銘政府の中国連合儲備銀行券（儲備券）へ、東南アジア占領地では南方開発金庫券（南発券）と、切替えが進んだ。しかし、香港・海南島だけは特に軍票指定地域として、戦争終結直後まで軍票が使われた。その理由としては、連合国側がマカオ市場などにおいて、日本軍が発行した「新香港ドル」の駆逐に成功し始めたことや、物資調達に必要な香港ドルを合理的に得る手段として、軍票が極めて有効だったことが挙げられる。当初から「二香港ドル＝一円」と不等価交換を強いた軍票だったが、苦力の給与や公共料金の支払を軍票建てにすることで普及を図り、総督部外への通貨出入にも制限を加えた。

総督部は当初から香港の通貨を段階的に「軍票一色化」していく方針を持

ち、昭和一七年（一九四二年）七月二四日からは香督令で「四香港ドル＝一円」と香港ドルの価値を半減させ、「軍票と交換せよ」という掲示を街角のあちこちに張り出したうえで、対日協力者である漢奸を動員して「香港ドルを隠し持っていると殺される」という噂を流して歩いた。軍票との交換には横浜正金銀行・台湾銀行のほか、東亜銀行などいくつかの地元系銀行も指定され、新界や離島には臨時交換所も設けられた。特に、マカオでの軍需物資買付けに必要だった香港ドルの徴発は熾烈を極めた。

日本軍の暴行を見せつけられてきた香港市民たちは、「四香港ドル＝一円」と香港ドルの値打ちが半額に減価されたのを見せつけられ、さらに「香港ドルを隠し持っていると殺される」という軍政協力組織に編成された漢奸たちの煽動もあって、われ先にと交換窓口に押し寄せた。追打ちをかけるか

のように、昭和一八年（一九四三年）六月一日からは香港ドルの所持・使用がすべて禁止された。こうして香港では軍票だけが唯一の法貨となった。

3　交換した香港ドルの使い道

このように日本軍が香港人から奪いとった香港ドルは、先述したように、香港に近接する中立国ポルトガル領マカオにおいて、中国内地から密輸されてくる銀、タングステンなどの金属資源、麻の皮やリノリウム、ペイントの原料となるオオアブラギリの油など軍需物資の買付けにあてられた。

また、軍票と不等価交換された香港ドル硬貨の一部は、まとめて大阪に運ばれ、鋳つぶして軍需資源化が進められていたことも判明している。

4　軍票の現地印刷

日本の戦況が悪化するにつれて、消費物資は枯渇し、物価は急上昇した。

隣接する広東の小売物価指数によると、昭和一五年（一九四〇年）一〇月を一〇〇としたとき、四年後の昭和一九年（一九四四年）一〇月には総平均で三六二〇・七九という驚異的な物価上昇を記録している。

日本政府は昭和一七年（一九四二年）三月三一日、内閣印刷局長達甲第二三号をもって「内閣印刷局処務規程」を改正し、総督部管理下の印刷所での軍票現地印刷を開始していた。同規定二〇条の六では「香港九龍占領地における軍管理にかかる工場の経営に当たるため、臨時香港工場を置く」とあり、工場長技師松本純三氏以下内閣印刷局（現大蔵省印刷局）職員二四名が派遣され、中華書局・商務印書館・大東書局印刷工場での軍票などの現地印刷に従事した。

さらに、インフレが昂進し、米軍の空襲が激しくなると、万一の爆撃に備

えて新たに香港島中環の華仁行ビル地下に華仁行印刷工場をつくり、平板印刷機三台、断裁機一台を配置し、百円軍票の大量印刷を開始した。この印刷は敗戦後の昭和二〇年（一九四五年）八月二六日まで続いた。また、総督部では軍票インフレを抑制するため、香港各地にマカオ式の賭博場を設け、賭博を奨励して税金で軍票を回収しようとした。

5　軍票の戦後処理

日本が敗戦し、昭和二〇年（一九四五年）八月末には香港にイギリス軍が上陸してきた。同年九月一六日には降伏式典が行われ、日本側から岡田重一陸軍少将、藤田類太郎海軍少将が出席し、セシル・ハーコート少将に日本刀を差し出して投降した。

香港市場では再び香港ドルが使用されるようになったが、依然として膨大

な量の軍票が残されていた。その対香港ドル交換比率は、一香港ドルにつき軍票二五〇円・一〇〇〇円・二〇〇〇円と一様ではなく、換算率にはこれといった標準はなかった。実際、日本敗戦後初期のマカオにおける対軍票交換比率は、著しい乱高下を記録している。

日本国内では、昭和二〇年（一九四五年）九月六日の連合国最高司令官の「法貨ニ関スル覚書」（以下「本件覚書」という。）で「日本国内及びその附近水域」における日本軍票に対する無効指令があり、日本政府も同年九月一六日の日本帝国大蔵省声明（以下「大蔵省声明」という。）でこれに追随した。しかし、この一連の措置は香港市民には伝わっていないうえ、その適用範囲「日本附近水域」に香港を含めることには無理があり、この措置をもって、「場所のいかんを問わず、軍票は無効、無価値」とするのは、何ら根

拠のないことである。

イギリス香港軍政庁は同月二四日になって、ようやく日本軍票の流通禁止を命令した。

かくして、軍票がその戦後処理について責任の所在も不明確なまま、香港市民のもとに莫大な金額として、長く保存される結果となった。

三　原告らの被害事実（原告らが日本軍の強制により軍票を所持するに至った経緯）

1　原告呉[redacted]

原告呉[redacted]は、昭和一六年（一九四一年）一二月の日本軍の香港侵攻時には八歳であった。当時は家族は父母、兄二人、姉二人の六人であり、原告呉[redacted]は末子であった。

原告呉[redacted]は、現在軍票を一八万五〇〇〇円所持しているが、これはすべて父から受け継いだものである。日本軍は香港ドルを強制的に軍票に交換させた。最初は、飛行機から、香港ドルを軍票に交換するよう記載されたビラが撒かれた。原告呉[redacted]の父は、最初に中環雪廠街の銀行で一万香港ドルを軍票に交換した。その際の交換比率は香港ドル二対軍票一であった。二回目に三万ドルを交換した時には交換比率が香港ドル四対軍票一になっていた。原告呉[redacted]の父は、香港ドルを軍票に交換しないと日本軍から処罰を受けたり乱暴されて命が危ないと述べていた。

日本の敗戦後には軍票が使用できなくなり、原告呉[redacted]の家業の店は潰れ破産した。原告呉[redacted]の父も病気になり、原告呉[redacted]の家族は生活できなくなって広東省新会県に移住した。ここでは、父の兄の家に身を寄せ農業をし、

露店などで生計を立てていたが、粥をすする様な大変な生活であった。

昭和二〇年（一九五四年）、原告呉[redacted]は、生活が苦しかったため、単身香港に戻って来た。その際、原告呉[redacted]は、軍票を所持していたが、これは、一九五〇年代に香港で軍票について問題になっていることを知ったこと、父が、死ぬ時に、軍票を香港ドルに戻してもらえと述べていたことによるものである。

原告呉[redacted]は、昭和二九年（一九五四年）に連合国香港協会に入会し、その後香港索償協会の旗揚げとともに同協会に移り、昭和四七年（一九七二年）には同協会の会長に就任した。同協会には、現在、三四〇〇世帯、少なくとも五億四〇〇〇万円の軍票の補償を要求している会員がいる。原告呉溢興は、同協会会員の先頭に立って軍票補償の実現のため日本政府に要求を続

けている。

2　原告李[redacted]

原告李[redacted]は、明治四一年（一九〇八年）、中国の広東において出生した。原告李[redacted]は七歳の時、親とともに香港へと移住した。原告李[redacted]は、昭和一〇年（一九三五年）、易[redacted]と結婚し、その後は親兄弟とともに暮らしていた。原告李[redacted]の家族は、湾仔区春園街で飲茶や食事を出すレストラン二軒を経営していたが、日本軍の香港占領後、昭和一八年（一九四三年）末ころには食糧が入手できなくなり、経営を継続できずに廃業した。

昭和一七年（一九四二年）一二月に総督部から「香港ドルを軍票に交換するように。」との通告があり、原告李[redacted]は、中環の横浜正金銀行で、当時の「国民銀行」に預金していた香港ドル四万五〇〇〇ドルを軍票約一万円に交

換した。その後、商売で得た金銭はすべて軍票に交換した。そのため、原告李森は、終戦時には合計一七万円の軍票を所持することになった。日本軍政下の香港においては、軍票への交換を促すポスターが様々な所に掲示してあり、期間中に両替しないと殺されるとの噂が流れていたこともあって、香港ドルを軍票に交換しなければならないようになっていた。また、代金を軍票で支払わないと水の供給も受けられなかった。そればかりか、昭和一八年（一九四三年）ころには、銃を所持した日本人の憲兵が通訳とともに家に来て「香港ドルを持っていないか。持っていたら出せ。もしあったらひどい目にあうぞ。」と家の中を捜索していたほどである。したがって、香港住民は、香港ドルを所持していたら大変なことになるということを恐れて、香港ドルをほとんど使用しなくなった。

日本軍の占領当時、総督部は軍票以外の通貨の使用を厳重に禁じていたが、香港ドルを使用すれば闇市場で欲しい品物が購入できたため、原告李[redacted]の妻の兄は、商売の必要上から香港ドルを若干隠し持っていた。ところが、昭和一八年（一九四三年）ころ、同人は香港ドルを持っていたところを路上で憲兵に発見され、銃剣で殴られ、それがもとで死亡した。

終戦前の最後の約一年は、いかに軍票を所持していても食糧が購入できなくなっており、飢死して道端に捨てられる者も現われていた。

原告李[redacted]は、現在一七万円の軍票を所持しているが、これは、当時の収入から蓄えた全財産をすべて交換したもので、いつか日本政府が誠実に兌換してくれるものと信じて保有し続けてきたものである。

3　原告馬[redacted]

原告馬[redacted]は、大正一二年（一九二三年）、広東省潮州の和平で出生し、八歳の時に香港へと移住した。原告馬[redacted]は、日本軍の香港占領直後である昭和一七年（一九四二年）二月、食堂を経営していた当時二三歳の陳[redacted]と結婚した。ところが、新婚生活七か月後に、陳[redacted]は、友人二人とともに日本軍の憲兵に連行され、中間道の収容所に収容された。収容から四日目に、原告馬[redacted]が収容所へ赴くと、陳[redacted]はいなくなっていた。収容所の軍人や憲兵に事情を尋ねたところ、陳[redacted]らは前日に処刑されたということであった。

陳[redacted]が殺害された後、原告馬[redacted]は、軍票五万円と引換えに、食堂を元の従業員に譲った。原告馬[redacted]は、それ以来露店で桶、袋及び米を売って生活をしてきた。当時、軍票を使わないと首を切られるというので、原告馬[redacted]

英は食堂の商売においても露店の商売においても軍票を使用した。陳[redacted]の父の弟も食堂を経営しており、同人がその処分した一〇万円の軍票を譲ってくれたため、終戦時には、原告馬[redacted]は二三万円の軍票を所持しており、現在もこれを所持している。原告馬[redacted]は陳[redacted]の思い出が強く残っているため、戦後も再婚をせず、妹の子を養子としたが、所持していた多額の軍票が使用できず、生活に苦労した。

4　原告梁[redacted]

原告梁[redacted]は、昭和二年（一九二七年）、広東省新界において出生した。四歳の時に父が死亡し、母は香港へ、原告梁[redacted]はマカオの姉のところへ、それぞれ一時移住したが、六歳の時に原告梁[redacted]も香港の母のもとに移住した。

昭和一六年（一九四一年）一二月、日本軍が香港を攻撃し、日本兵は原告

梁[redacted]の自宅の中まで入ってきて、米や鍋、釜まで持ち去った。その直後、水が出なくなり、食糧さえ不足するようになったため、姉が居住していた香港島の西常盤西正街一八号へ家族全員で移住した。

原告梁[redacted]は、香港ドルを隠し持っていたとして、日本兵が香港人を殺害したのを二回目撃している。その後、原告梁[redacted]の家族も怖くなり、原告梁[redacted]やその母、兄が、中環や上環の交換所で香港ドルを軍票に交換した。そのときの交換割合は、香港ドル四ドル対軍票一円であった。その結果、約一〇万円の軍票を取得し、現在も原告梁[redacted]がこれを所持している。これは原告梁[redacted]やその母らが苦労して働いて得たすべての財産であった。そのため、原告梁[redacted]は、戦後何の財産もなく、カナダに居住する親戚の援助を受けながら大変苦労して生活してきた。

5　原告曾[redacted]

原告曾[redacted]は、大正一三年（一九二四年）、新界上水区粉嶺孔嶺村一三号において、両親と三人兄弟の五人家族の末子として出生した。

日本軍の香港侵攻後である昭和一七年（一九四二年）末ころ、原告曾[redacted]の父曾[redacted]（当時四九歳）は、イギリス軍人の手先をやっていたとの理由で、日本兵に自宅まで踏み込まれ、連行されて殺害された。その際、原告曾[redacted]の母も抵抗して日本兵に左肩を撃たれた。

原告曾[redacted]は、父の弟である曾[redacted]に子供がなかったため、その叔父に昭和一五年（一九四〇年）ころ引き取られ、叔母に育てられた。原告曾[redacted]の叔母は、米、豚、家鴨などを市場で売ってその代金として軍票を得ていたものと思われ、終戦後、原告曾[redacted]は叔母から「こんな金はもう使えない。」

と言われて軍票を見せられた。そこで曾[redacted]は「どうして使えるときに使わなかったのか。」と聞くと、叔母は「まさか軍票が使えなくなるなんて思わなかった。」と答えた。原告曾[redacted]は、一応金銭であるからという理由で軍票を廃棄せずに所持していたため、戦後約四年で叔母が死亡した時にその金を相続した。原告曾[redacted]がその時に相続し、現在まで保有し続けている軍票は九九〇〇円である。

6　原告曾[redacted]

原告曾[redacted]は、昭和一〇年（一九三五年）、旺角通菜街一八七、二楼において出生した。日本軍が香港を侵攻した当時は、両親、兄、姉と六人家族で新界沙田、曾大屋に居住していた。

香港を侵攻した日本軍は、昭和一六年（一九四一年）一二月八日から同月

二五日までの間に原告曽[redacted]の居住する村まで侵攻した。原告曽[redacted]の母である劉[redacted]（当時二八歳）は、自宅に押し入ってきた三人の軍人によって連行されたまま帰ってこず、その三日後に近くの海岸で死体となって発見された。当時は劉[redacted]は妊娠していたが、乱暴されて殺害されたということであった。

昭和一八年（一九四三年）には九龍深水埗の建物を軍票七〇〇〇円で売却した。終戦が近づくにつれて香港ではインフレが進み、買い物の際には多額の軍票が必要となったため、軍票を袋に入れて持ち歩くほどであった。食糧などは高価であったため不足し、終戦後まもなく原告曽[redacted]の兄は栄養失調で死亡した。

昭和六一年（一九八六年）八月八日、原告曽[redacted]の父は八七歳で死亡し、

その時に原告曾[redacted]は父が所持していた軍票を相続した。現在、原告曾[redacted]が所持している軍票は三七〇〇円であり、これは父がビルを売却して得たものの残りである。

7　原告錢[redacted]

原告錢福注は昭和四年（一九二九年）、香港の西常盤において出生した。日本軍の香港侵攻時、原告錢[redacted]は徳輔道西に両親及び弟と四人家族で居住していた。

原告錢[redacted]の父は、従業員約一〇〇人規模の缶工場の共同経営者であった。しかし、日本軍は、香港占領後直ちに右工場を封印し、約五五万三八六五香港ドル相当の白鉄一万〇九九八箱を没収した。右工場は日本軍の軍需工場となり、物資が厳重に管理されることとなった。

昭和一八年（一九四三年）、原告錢[redacted]の父の工場は、日本軍が工場内の原材料をすべて運び出して封印解除になった。しかし、材料が入手できなかったため、工場は終戦まで稼働せず、ようやく昭和二一年（一九四六年）に原告錢[redacted]が再開し、昭和四五年（一九七〇年）まで続けた。原告錢[redacted]の父の物資（ブリキ）代金は、当時では三二万一三七〇香港ドルに相当する。そのうち合計二万七四二六円が軍票で支払われているが、これも終戦後に無効にされた。

原告錢[redacted]の父は、昭和二〇年（一九四五年）九月一五日に死亡し、父が所持していた軍票一六〇〇円を原告錢[redacted]が相続した。原告錢[redacted]は、現在もこれを所持している。

8　原告黄[redacted]

原告黄[redacted]は大正一一年（一九二二年）ころ出生した。昭和一六年（一九四一年）夏、一九歳の時に結婚し、香港の油麻地に居住していた。

原告黄[redacted]が結婚して約半年たった昭和一六年（一九四一年）一二月八日、日本軍が香港を侵攻した。原告黄[redacted]の父は、日本軍の侵攻から一週間もたたないうちに日本軍に連行され、荷物運搬の労働を強制された。原告黄[redacted]は父が日本軍に連行されたと聞いて、中山の父母の家に戻った。原告黄[redacted]の父は、過酷な労働に加え、日本兵によって受けた暴行などによる怪我がもとで、連行後から約半年で死亡した。

原告黄[redacted]の家族は、原告黄[redacted]の父が日本軍に連行されたため、家業の養豚業を継続できなくなり、原告黄[redacted]の母が、他人のために洗濯をしたり、仕事を手伝ったりして生計を立てた。

原告黄[redacted]の家族は、日本軍の侵攻後、合計約四万香港ドルを軍票に交換した。最初は、原告黄[redacted]の夫が、上水劫尋広東銀行で一万香港ドルを軍票に交換した。その際の交換比率は香港ドル二対軍票一であった。その後、二万香港ドルを軍票に交換した際の交換比率は香港ドル四対軍票一であった。

終戦時、原告黄[redacted]らは、強制的に交換させられた軍票と商売によって得た軍票を合計二万円以上所持していたが、その後紛失してしまい、現在所持しているのは一〇〇〇円分のみである。

9　原告王[redacted]

日本軍の香港侵攻時、原告王[redacted]は一九歳で、香港の西営盤水街に父、弟と三人で居住していた。

日本軍の香港侵攻後、多数の香港住民が大陸に逃亡したため、原告王[redacted]

の父の商売は景気が悪くなり、また香港における物価も高くなった。

原告王[redacted]は昭和一七年（一九四二年）末ころ、マーケットに行く途中、突然日本軍に銃剣を突きつけられ、二、三〇人の中国人とともに連行された。原告王[redacted]は日本軍とともに行動させられ、結局、昭和二〇年（一九四五年）三月ころまでの約三年間、日本軍に使役として使われた。原告王[redacted]は日本軍によって広東省東県石龍市に連行され、約一〇〇人の中国人とともに広州から佛山、さらに江門へと移動した。佛山には会社、江門には倉庫があり、原告王[redacted]はそこで五、六か月労働した。ところが、原告王[redacted]は病気になったために解放された。解放後、原告王[redacted]は、新会県小梅村まで行ったところ、再び日本軍に捕まり、キャンプに編入させられた。その後部隊は、昭和二〇年（一九四五年）三月ころには南寧市まで行軍し、そこで原告王[redacted]

[redacted]は、同じように広東省で捕らえられた約一〇〇人の中国人とともに解放された。解放後、原告王[redacted]は物乞いをするなどして徒歩で香港まで戻ろうとしたが、途中で広西人の襲撃隊に襲われ、日本軍に協力した漢奸であるとの理由で多数の人々が殺害された。原告王[redacted]も捕らえられたが、若年であったことから解放され、香港に戻ることができた。

原告王[redacted]は、現在軍票を三〇〇〇円所持している。これは香港に戻ってから日本の敗戦までに得たものである。

10

原告梁[redacted]

原告梁[redacted]は平成五年（一九九三年）八月、死亡した。原告梁[redacted]の妻柳[redacted]は、大正七年（一九一八年）、広東省清遠山において出生した。柳[redacted]は原告梁[redacted]と昭和一一年（一九三六年）に結婚した。

昭和一七年（一九四二年）当時、原告梁[redacted]は商売をしていたが、日本軍の香港侵攻後、商売がうまくいかなくなったため廃業した。原告梁[redacted]がその時点で回収した金は二〇万ドルであった。ところが、原告梁[redacted]は日本兵に暴行を受け、所持していた香港ドルと軍票との交換を強制された。その際、原告梁[redacted]は、日本兵に足で蹴られたり投げとばされたりして全身傷だらけになり、さらに軍靴で両足の膝を踏みつぶされたりしたとのことである。そのため、原告梁[redacted]は杖が無くては歩けない状態になり、全身に傷跡が残った。

このように原告梁[redacted]は身体障害により労働することができなかったため、柳[redacted]を香港へ呼び寄せる許可がおりず、柳[redacted]は、猫が食べるような物を与え、赤貧の生活をしながら四人の娘を育てた。

原告梁[redacted]は、年をとるにつれて足の状態がますます悪化していった。自宅には便所さえなかったため、柳[redacted]が原告梁[redacted]を外まで連れていかなければならず、原告梁[redacted]の世話をする大変さは口では言い表せないほどであった。

原告梁[redacted]は、日本兵の暴行による後遺症で足や全身の痛みがますます悪化していったにもかかわらず、医者にかかる金もなかった。このような赤貧の生活の中、原告梁[redacted]は平成五年（一九九三年）八月、死亡した。原告梁[redacted]は死ぬまでずっと、「この軍票が使えれば。」「軍票に交換させられたお金を返せ。」と言い続けていた。また、日本兵に受けた暴行で障害者となり人生が一変させられてしまったことを恨み続けていた。

現在、柳[redacted]は、わずかな収入しかなく、食物も十分にはとれず、医者に

もかかれない生活をしている。また、柳[redacted]は原告梁[redacted]の死亡により軍票を相続し、軍票総額一六万三五〇〇円を銀行の貸金庫に保管して所持している。

11　原告陳[redacted]

原告陳[redacted]は昭和三年（一九二八年）、出生した。

原告陳[redacted]は、日本軍が香港を占領した当時は一三歳で、家族と一緒に香港西環北街四号四階に居住していた。

日本軍の香港占領後は、原告陳[redacted]の父は経営していた卸売店の営業ができなくなり、原告陳[redacted]は学校へ通学できなくなり、居住していた建物も爆撃によって破壊された。卸売店を廃業した後、原告陳[redacted]の父は行商をしていたが、生活はかなり苦しくなった。原告陳[redacted]は、父が利益を得たときに

は食事ができたが、売る物がないときは食糧もなかった。

原告陳[redacted]の父は、死亡時に軍票六万円を所持していた。これは原告陳[redacted]の父が香港ドルと交換して得たものである。原告陳[redacted]は、父が母に対して「四ドルを一円に交換する、交換しなければ殺される。」と述べていたのを記憶している。

原告陳[redacted]の父は、昭和一八年（一九四三年）秋、病気で倒れ、死亡した。死亡時の年齢は四〇歳から五〇歳の間であった。原告陳[redacted]の父は、漢方薬を服用したが、栄養状態も良好でなく、薬も十分なかったため死亡してしまったものである。原告陳[redacted]の父の死後、原告陳[redacted]と母が行商を続けたが、生活は苦しかった。食糧が満足になく、とにかく食べることができれば良かった時代で、原告陳[redacted]らには栄養のことなど考える余裕はなかった。

原告陳[redacted]は、父が残した軍票を相続して、現在軍票を約六万円所持している。

12　原告鄭[redacted]

原告鄭[redacted]は明治四一年（一九〇八年）、出生した。

開戦前、原告鄭[redacted]には妻と三人の息子がおり、西営盤正街三三号で「恒茂」という米の販売店を、同三七号で「恒益」という雑貨店を、新界上水新豊路一一号で「栄興隆」という米と雑貨の店をそれぞれ経営していた。

日本が香港を侵略した当時、原告鄭[redacted]は香港政府から統制官に任命されていた。そのため、原告鄭[redacted]は、しばらくの間、日本軍に捕まらないように身を隠していたが、その間に日本軍は西営盤正街の「恒茂」らと付属の倉庫を封印し、中に保管されていた米、砂糖、衣類などの商品をすべて持ち去

ってしまった。その後、原告鄭[redacted]に対して補償はまったくなされなかった。もっとも、新界の「栄興隆」は無事であったため、原告鄭[redacted]は、残った品物を売却することによって現金を得ることができた。

原告鄭[redacted]は、雪廠街の横浜正金銀行において、二ドル一円の交換比率で香港ドルを軍票に交換した。原告鄭[redacted]は、日本人が香港ドルを軍票に交換しなければ殺すと言ったため、香港ドルを軍票に交換せざるを得なかったものである。香港においては、日本軍の占領当初は香港ドルを使用できたが、次第に軍票の流通量が増えて、香港ドルは使用できなくなっていった。原告鄭[redacted]は、新界の「栄興隆」の品物を売って得た金を何回もやむを得ず軍票に交換した。しかし、戦争が終わるとすぐ軍票は使用できなくなり、日本からの補償もなく現在に至っている。

現在、原告鄭[redacted]が所持している軍票は二三万〇八三〇円である。

13

原告廬[redacted]

原告廬[redacted]は明治三二年（一八九九年）に出生し、一八歳の時、李[redacted]と結婚した。日本軍の香港侵攻時には李[redacted]との間に息子三人と娘二人がおり、ほかに叔父の子、叔母の子及び使用人の合計一〇名で、香港島の湾仔壮士頓道六〇号三棟において生活していた。

香港で軍票が流通し始めると、李[redacted]は数回に分けて、少しずつ中環の銀行や両替所で香港ドルを軍票に交換した。軍票が流通し始めた当初は軍票一円が二香港ドルだったが、やがて軍票一円が四香港ドルとなった。

原告廬[redacted]の家庭は日本軍の占領下で急速に没落し、やむなく商売の一部を人手に渡した。このときに得た五〇〇香港ドルを、李[redacted]が銀行で軍票に

交換しようとしたところ、「五〇〇香港ドルは交換できない。」と拒絶され、百円軍票一枚（すなわち五対一）にごまかされそうになった。そのため、李[redacted]が抗議して香港ドルを持ち帰ろうとしたところ、日本軍憲兵が銀行の外まで追跡してきて李[redacted]に激しく暴行を加えた。李[redacted]は、この際の下半身の傷が致命傷となって数か月後に死亡した。

現在、原告廬[redacted]が保有している軍票は一五五万八〇〇〇円で、そのうち自分の実家から相続したものが一五〇万円、夫の李[redacted]から相続したものが五万八〇〇〇円である。原告廬[redacted]の現在の生活は、多額の資産を軍票に交換させられ、その軍票が無価値となってしまったため没落している。

14　原告崔[redacted]

原告崔[redacted]は大正一三年（一九二四年）に出生し、日本軍の香港侵攻時には

香港西環卑道乍街一三号二楼に居住していた。

日本軍の香港侵攻後、原告崔[redacted]の家族は、しばらくは貯蓄や保存食糧に頼って食いつないでいたものの、やがてそれも底をついてしまった。家族の窮状を見かねた原告崔[redacted]は、昭和一七年（一九四二年）二月に、合記公司香港事務所の募集に応じて海南島の石碌鉱山に出稼ぎにいった。原告崔[redacted]は、海南島で、発電廠の機器に潤滑油を差したり、機械の掃除をしたりする雑役に従事し、昭和二一年（一九四六年）まで働かされた後、香港に戻った。

原告崔[redacted]は九死に一生を得て、昭和二一年（一九四六年）に海南島から香港に生還したが、頼りにしていた父母は帰国後半月で死亡し、兄弟も戦後順次死亡した。原告崔[redacted]は、父が残した九万四八六一円の軍票に加えて、戦後死亡した叔父夫婦から軍票約二万五〇〇〇円を相続したため、現在合計約一

二万円の軍票を所持している。

15　原告梁[redacted]

原告梁[redacted]は大正六年（一九一七年）、中国の広東省南海県において出生した。

日本軍の香港侵攻後まもなく、香港で軍票が使用されるようになった。原告梁[redacted]は、そのころ自分で軍票を使わなければならない機会はさほどなかったが、軍票を使用しなければならないという、総督府名が記載されている貼紙が町中に掲示してあるのをよく目にした。

昭和一七年（一九四二年）秋ころ、原告梁[redacted]は勤めていた籐家具店を辞めて、石炭を運搬する苦力（荷役労働者）の仕事に就いたが、その日当は軍票で支払われた。

昭和一七年（一九四二年）八月、原告梁[redacted]は、町の至る所に掲示してあった総督部の公示に、「銀行へ香港ドルを持っていき、軍票と交換しなさい。交換しないと軍の法律に従って処罰する。」旨の記載があったのを見て、香港ドルを軍票に交換しなければならないとの命令を知った。その時の交換比率は、香港ドル四対軍票一であった。原告梁[redacted]は、それまでは必要な額だけ軍票に交換していたが、この公示を見て恐ろしくなり、やむなく所持していた約三万ドルの香港ドルを横浜正金銀行ですべて軍票に交換した。香港では、昭和一七年（一九四二年）末ころには、「まだ香港ドルが残っているはずであり、家宅捜索をして香港ドルを隠していることが発覚した者は首切りだ。」との公示も出された。

原告梁[redacted]が軍票に交換した約三万ドルの金銭のうち、四〇〇〇ドルは原告

梁[redacted]自身が働いて貯蓄したものであり、また、数千ドルは原告梁[redacted]の父が働いて貯蓄したもの、残りは亡くなった叔父の遺産を売却して得た金銭を原告梁[redacted]が譲り受けていたものである。

そして、昭和一七年（一九四二年）末、当時五二、三歳だった原告梁[redacted]の父は、埠頭を築造する技術者であることを憲兵に知られたことから、憲兵によってほかの数十人の技術者とともに強制的に海南島に赴任させられた。その後、未だに原告梁[redacted]の父の生死は不明のままである。

また、総督府の命令で軍票の使用が強制された時期以降は、原告梁[redacted]の母らが居住する広東省では通用しない軍票を仕送りするわけにはいかず、その結果、原告梁[redacted]は母らに仕送りをすることができずにいたところ、昭和一八年（一九四三年）に故郷で飢饉が起き、原告梁[redacted]の家族は皆相次いで餓死し

てしまった。

原告梁[redacted]は、稼いだ金をさほど使用しなかったため、昭和二〇年（一九四五年）八月一五日の終戦時には一万八七九〇円の軍票を所持しており、現在もこれを所持している。

16　原告鄧[redacted]

原告鄧[redacted]は昭和九年（一九三四年）、中国広東省において出生し、乳児の時、香港に移住した。日本軍が香港を侵攻した昭和一六年（一九四一年）一二月八日当時、原告鄧[redacted]は七歳だった。

日本軍の香港侵攻時に、原告鄧[redacted]が居住していた自宅は日本軍の砲撃を受け、原告鄧[redacted]の父は爆死した。

日本軍の侵攻後、原告鄧[redacted]の叔父は、酒の販売をして生計を立てようと

考え、酒屋を開業しようとしたが、結局終戦に至るまで日本軍から営業の許可を得ることができなかった。そのため、原告鄧[redacted]の叔父は、商売を雑貨屋に変更して営業を続け、原告鄧[redacted]の母はその店の手伝いをした。原告鄧[redacted]の叔父は、父親のいない原告鄧[redacted]ら親子の面倒をみてくれたり生活を維持してくれた。しかし、原告鄧[redacted]には父親がいなかったため、やはりその生活は苦しかった。

原告鄧[redacted]の叔父は昭和三八年（一九六三年）ころに死亡した。その時に同人が所持していた軍票を原告鄧[redacted]が引き継ぐことになり、原告鄧[redacted]は現在一二万八〇〇〇円の軍票を所持している。

17　原告鄧[redacted]

原告鄧[redacted]は昭和一七年（一九四二年）、香港九龍東北部の元朗において

出生した。

原告鄧[redacted]の父は、香港が日本軍政下に入ってからも、しばらく秤俑（市場での農産物の計量係）の仕事をしていたが、昭和一八年（一九四三年）ころからは市場にさほど商品が入荷されなくなり、仕事が少なくなったため、私塾の教師に転職した。日本軍が香港を侵略した二、三週間後に、香港ドルを軍票に交換せよという布告があったため、原告鄧[redacted]の父は、電文高苑という屋敷で香港ドルを軍票に交換した。

原告鄧[redacted]の父は、昭和三一年（一九五六年）までは私塾の教師をしていたが、同年から約四年失業した後、昭和三五年（一九六〇年）からは再び市場の管理人になり、昭和五五年（一九八〇年）三月に死亡した。原告鄧[redacted]は、父から一万七〇〇〇円の軍票を相続し、現在これを所持している。

四　原告らの請求の法的根拠

1　ハーグ陸戦条約三条

(一)　条約法に関するウィーン条約（以下「条約法条約」という。）によるハーグ陸戦条約三条の解釈

(1)　昭和四四年（一九六九年）に成立した条約法条約は、条約法に関して発展してきた国際慣習法を集大成したものである。同条約三一条一項は、条約の一般的解釈原則につき「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。」と定め、また、同条約三二条は、「前条の規定の適用により得られた意味を確認するため又は次の場合における意味を決定するため、解釈の補足的手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依

拠することができる。（a）前条の規定による解釈によっては意味があいまい又は不明確である場合、（b）前条の規定による解釈により明らかに常識に反した又は不合理な結果がもたらされる場合」と定めている。条約法条約が発効したのは昭和五五年（一九八〇年）一月二七日であり、ハーグ陸戦条約はそれ以前に発効したものであるが、条約法条約は、条約法に関して発展してきた国際慣習法を集大成したものであり、同条約三一条及び三二条も、それ以前からの国際慣習法を規定したものであるから、ハーグ陸戦条約の解釈の指針として適用されるべきである。

(2) そこで、まず、条約法条約三一条一項にのっとり、ハーグ陸戦条約三条の文言を検討すると、同条の規定の文言から明らかなのは、「損害アルトキハ」「交戦当事者」たる国家が「賠償ノ責ヲ負フ」ということだ

けであって、賠償を請求することができる者が誰なのか（国家に限られるのか、それとも個人も含まれるのか）という点については、まさに「あいまい」ないし「不明」である。このことは、日本語の訳文に限らず、条約の正文（フランス語）においても同様であって、正文においても、賠償の相手方はまったく特定されていない。したがって、ハーグ陸戦条約三条の解釈においては、条約法条約三一条だけではなく、同条約三二条の（a）により、同条約三二条の規定を適用したうえで解釈しなければならない。

(3) ハーグ陸戦条約は、明治三二年（一八九九年）の旧ハーグ陸戦条約及びその附属規則の修正という形で、明治四〇年（一九〇七年）の第二回ハーグ国際平和会議において採択された。同会議に参加した代表者の主

な関心は、戦闘に巻き込まれた非戦闘員である市民が受けた被害に対する賠償責任であった。もともと、ハーグ陸戦条約の条約附属書である陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則（以下「ハーグ陸戦規則」という。）においては、占領軍が補償すべき義務につき、同規則五二条で市町村または住民から占領軍の需要のために徴発した現品について「成ルヘク即金ニテ支払ヒ、然ラサレハ領収書ヲ以テ証明」することを要求し、同規則五三条で私人から押収した鉄道施設、通信施設等について「平和克復ニ至リ、之ヲ還付シ、且之カ賠償ヲ決定スヘキ」ものと定められており、明らかに徴発または押収を受けた個人に被害回復の権利を保障しており、私権を尊重する原則が貫かれていた。そして、明治四〇年（一九〇七年）の前記会議において、五二条が追加改正され、その末尾に、「成ルヘク速

ニ之ニ対スル金額ノ支払ヲ履行スヘキモノトス」という文言が加わり、徴発を受けた住民の財産権の保障が一層強化されたばかりか、住民が占領軍に対して直接請求権を有することが明確にされたのである。

さらに、右会議においては、ドイツ代表が、極めて注目すべき提案を行った。すなわち、ハーグ陸戦条約に、交戦当事国のハーグ陸戦規則違反行為により損害を被った被害者個人に対する当事国の賠償責任の条項を創設することを求めたのである。この提案は、本来の、被害者個人から加害者個人への請求という私法原則を基礎としながら、被害者たる住民個人の救済を確実なものとするために、その原則を修正して、民法上の使用者責任類似の法理を採り入れ、国家責任を導入するというものであった。いうまでもなく、被害者個人に請求権があることが大前提とし

ながら、国家責任を認めようとしたものである。ドイツ代表の右提案については、同会議第二委員会第一小委員会においてまったく異論は出なかった。もっとも、ドイツ提案が、賠償義務履行の時期につき、中立国民を侵害した交戦当事者は、被害発生後直ちにその者に対して賠償義務が発生するとしたのに対し、敵国民を侵害したときは、賠償の問題は和平の締結時に解決するものとしていたことから、このような異なった扱いの当否が問題とされた。しかし、この点については、結局、中立国民に対してのみ損害賠償請求権を与えるのではなく、敵国民に対しても同じ権利を与えることとし、満場一致で現規定を採用するに至ったのである。

したがって、ハーグ陸戦条約三条の規定ができるにあたって、請求権

者として個人が含まれるという文言が規定されなかったものの、①ドイツ代表の提案の前提であった被害者個人に請求権があることについてはまったく異論は出ておらず、ただ中立国民と敵国民の区別をすることをやめただけであり、②かえって、「賠償の問題は和平の締結時に解決する」とだけされていた敵国民の規定がなくなり、請求権が認められていた中立国民と同じ扱いとなったことからして、被害者でありさえすれば請求権が認められることとなったという経緯があるのである。以上の「条約の準備作業及び条約の締結の際の事情」をふまえてハーグ陸戦条約三条を解釈するならば、同条は、まさに個人の交戦当事国たる外国に対する直接の損害賠償請求または損失補償請求の根拠となりうることは明白である。

(4) ハーグ陸戦条約三条は、戦時において、国際法に違反して相手国ないしその国民に対して、損害を与えた場合、被害者たる個人に賠償を行わなければならないという確立した国際慣習法を明文化したものである。このような国際慣習法が確立していたことの具体的事例として以下の例がある。

① 第一次大戦後のヴェルサイユ条約で、ハーグ陸戦条約三条が適用され、個人に対する賠償が実行され、日本国民もその恩恵をこうむった。

② 昭和一二年（一九三七年）の南京事件の際、日本軍がアメリカのパナイ号を爆撃した事件において、日本国は、アメリカ政府を通じてその乗員個人に対して、その損害を賠償した。

③ さらに、昭和二〇年（一九四五年）四月、捕虜救恤品輸送のため、

安導券の確約を受けた日本の阿波丸がアメリカ軍に違法に攻撃を受け沈没したため約二〇〇〇名が死亡した阿波丸爆撃事件では、日本政府は、同年八月一〇日、スイス政府を通して、アメリカ政府に対して、被害者一人あたり五万円から二〇万円まで四ランクにわけて損害賠償を請求した。これも、被害者一人一人に損害賠償請求権があることを前提に国家の外交保護権を行使している場合である。

このように、被害者がハーグ陸戦条約によって加害国家に対して請求をなし得ることは、平成五年（一九九三年）八月、国連人権委員会において提出され、採択されたテオ・ファン・ボーベン国連特別報告者による「人権と基本的自由の重大な侵害を受けた被害者の原状回復、賠償及び更生を求める権利についての研究」報告書においても確認されている。

同報告書においては、「人権及び基本的自由を尊重し、又尊重を確保する国際法上の義務に違反した場合には、すべての国家が被害回復を行う義務を負う。」として、その義務の中には「被害者に救済を提供する義務を含む。」とされ、また「被害回復は直接の被害者、及び適切と思われる場合には、肉親、扶養家族または直接の被害者と特別の関係にあるその他個人によって請求できる。」と述べられている。

(二) 国際法の国内法的効力について

ハーグ陸戦条約は、国際法として成立したものであるが、当然に、国内法としての効力が認められるものである。なぜなら、日本国憲法は、九八条二項において、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定しており、このような解

釈は、国や裁判所によっても共通の理解でもあるからである。

(三) いわゆる自動執行力について

(1) 前記のとおり国際法が国内法としての効力を持つからといって、そのことから、直ちに国際法を個人が裁判の場で援用できるという結論が導き出されるわけではない。しかし、国際法が、憲法によって国内法に受容され国内において法としての効力を持つことが承認された以上、国内法と同じように、直接適用可能であることが推定されるべきであり、当然に裁判において援用できる（自動執行力）ものと推定されるべきであって、このような解釈こそ憲法九八条二項の趣旨に合致するものである。

もっとも、その国際法の規定内容が不明確であり、裁判規範として適用できないといえる事情が存する場合は別である。なぜなら、このよう

な規定に基づいて司法判断を下すときは、実質的に裁判所が立法活動を行うこととなり、三権分立に反することになるからである。しかし、ハーグ陸戦条約三条の規定は、国家賠償法一条一項の文言や民法七〇九条の文言と同程度の規定の仕方であって、右国内法の各条文が特に問題なく裁判規範として適用されていることからするならば、その規定内容は裁判規範として適用できないほど不明確であるとは到底いえず、ハーグ陸戦条約三条の国内法的効力においても、同様に裁判規範性を認めることには何らの問題もないというべきである。

(2) 実際、ハーグ陸戦条約三条を直接の根拠として個人の損害賠償請求を認容した例は存在する。

昭和二七年（一九五二年）四月九日のドイツ・ミュンスター行政控訴

裁判所判決は、「原告の損害賠償請求権は、国内公法のみならず、国際法からも生じる。一九〇七年のハーグ陸戦条約三条により、国家は、自国の軍隊を組成する人員の一切の行為（ハーグ陸戦規則の違反）につき責任を負う。文民の保護のため広範な文言が選択された三条によれば、損害をもたらした者の過失は責任の要件ではない。三条が軍隊構成員の行為にかかわる占領国の絶対責任について規定しているということは、国際法の疑いなき原則である。国際法の定めるこの絶対責任の枠内で、国家は『無形的』損害についても賠償する義務を負う。」と判示し、ハーグ陸戦条約三条を直接の根拠として個人の損害賠償請求を認容した。

また、平成九年（一九九七年）一一月五日のドイツ・ボン地裁判決も、「侵略者の責任は、既に両世界大戦の間に国際法の要素になった。捕虜

と占領地の一般住民を殺害したり奴隷化したりしてはならないという原則も国際法の一般規則に属しているということについて意見が一致している。この一般原則は、一九〇七年一〇月一八日のハーグ陸戦条約にも表現されている。ドイツ帝国は、ハーグ陸戦条約を一九一九年一〇月七日に批准したので、その規則を遵守しなければならなかった。この条約の附属書五二条によると、占領地の住民への課役は占領軍の需要のためにするのでなければ要求することができないし、住民が母国に対する戦闘行為に従事する義務も含めてはならない。そのうえ、四六条によると、住民の名誉、生命、信仰・宗教は尊重されなくてはならない。したがって、交戦中のドイツ帝国は、ユダヤ系住民を軍事工場で殲滅を目的として非人間的条件下で強制労働させることも禁じられていた」と述べたう

えで、さらに、ハーグ陸戦条約が相互主義の下で損害賠償責任を課しているわけではないこと、連邦憲法二五条によってハーグ陸戦条約が国内法化されていること、しかも同条約の効力順位が法律よりも上位におかれていることを根拠として、ハーグ陸戦条約により帝国公務員責任法の求める相互主義の適用を排除することもあわせて判示し、ハーグ陸戦規則違反の行為に起因する損害賠償責任が個人のために援用されることを明らかにした。

このように、ハーグ陸戦条約が締結された後、現在に至るまでの間、同条約三条に基づいて個人に対する損害賠償が認められた例は存在し、今後さらに増加するものと思われる。

(3) なお、条約の自動執行性の判断にあたっては、いわゆる「主観的要

件」と「客観的要件」の具備を検討しなくてはならない旨主張する見解も存する。すなわち、主観的要件とは、「条約の作成等の過程の事情により、私人の権利義務を定め、直接に国内裁判所で適用可能な内容のものにするという締結国の意思が確認できること」とされ、客観的要件とは、「私人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められていること」とされるものである。しかし、まず、主観的要件については、条約をどのように実施するかは各国が個別に判断するものであり、右にいう締結国の意思が条約の作成過程において確認することはおよそありえないものであるから、右のような意味における「主観的要件」を満たした条約はまずありえないはずである（つまり、自動執行力を認めるために、このような要件の具備を要求するときは、個人が裁判において条約

を援用することはおよそ不可能となる。）。ところが、右のような意味における「主観的要件」を満たさないはずの条約について、裁判実務は自動執行力を認めてきた。また、客観的要件についても、私人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められているとはいえない自由権規約が、裁判実務において自動執行力を有する条約と認められてきた点を同様に指摘しうる。

(四) 結論

以上のとおり、ハーグ陸戦条約の解釈については、①個人の補償請求権が認められ、②その国内法的効力も当然に認められ、かつ、③裁判上、同条約を援用しうるものである。

2 債務不履行責任

(一) 被告の換金義務

原告らが所持する軍票の裏面には、「此票一到即換正面所開日本通貨」との記載がある。日本軍すなわち被告が原告ら香港住民に香港ドルとの交換を強制した際、被告は、各交換者に対し、あるいは流通の過程で取得した者すべてに、いつでも等価で日本通貨（日本銀行券）に換金する約束をなしたものである。

(二) 無効、無価値論の破綻

(1) 被告の抗弁の根拠は、昭和二〇年（一九四五年）九月六日の連合国最高司令官の日本国政府に対する本件覚書と同年九月一六日の大蔵省声明によって、軍票が無効かつ無価値とされたとする点のみである。

(2) しかし、まず、本件覚書における「無効、無価値」とは、軍票を取引

上通貨としないとの意味に重点がある。このように本件覚書では、軍票の取引上の効力を禁止したのに留まったにもかかわらず、大蔵省声明ではさらに進んで、「無効且無価値トシ」と形成権的に、軍票を無効、無価値とする表現を用いた。これは、占領軍の権力を被告が悪用した事例であり、認められるものではない。すなわち、本件覚書とこれを受けた大蔵省声明は、軍票そのものを完全に無効、無価値としたものではなく、通貨政策上、日本国内における取引の過程での通用力を無効、無価値としただけである。

(3) 次に、本件覚書や大蔵省声明は、日本国の占領管理を円滑にする上で適当と認められる範囲で発せられるものであり、当然のごとく、その効力は日本国内に限定され、その効力の期間も占領中に限定される。ポツ

ダム宣言の受諾により日本の領土から離脱したすべての地域までも、この司令官の占領管理の権限が及ぶことがないことは言うまでもない。それぞれの地域についてはその地域の政府ないし占領軍の通貨管理政策に任されるのは当然のことである。したがって、本件覚書と大蔵省声明の効力の及ぶ範囲は日本国内に限られると解さなければならないのである。

この点は本件覚書そのものからも同じ結論が導かれる。本件覚書には「日本政府ハ本州、北海道、四国、九州及ビ附近水域ニ於テ左記事項ヲ法律、命令又ハ其ノ他ノ規程トシテ即時実施スベシ」とあり、明らかに日本地域に限定している。いうまでもなく、連合国が占領したのは日本であり、四つの島とその「附近水域」に対する占領方針についてのみ権限を有することは明らかである。

以上のように、連合国最高司令官の本件覚書や大蔵省声明にもかかわらず、当然のことながら日本領域外において軍票はそれぞれの地域において、戦後もなお効力を有するものと現に扱われた。すなわち、被告の出先機関であるシンガポールの郵便局において、本件覚書と大蔵省声明の出された以降である昭和二〇年（一九四五年）一〇月一一日、いずれも台湾出身の元従軍慰安婦である「葉氏[redacted]」と「林陳[redacted]」の二人が、それぞれ一万円を軍票で預け入れ、預入れから五〇年を経過した後、被告が台湾人の確定債務の支払手続を履行するにあたって、右一万円が特別処理法に基づいて二三〇二円として評価され、これを一二〇倍した二七万六三二三円が、被告によって、平成八年（一九九六年）四月一五日、右両名に支払われたのである。

(三) 債務不履行による損害賠償義務の存在

被告は軍票所持者に対し、等価で換金をするとの債務のある債務者である。債務者が一方的に債務は無効だと宣言したとしてもそれが認められるはずがない。したがって、前記のとおり、被告は原告らに対し、現在においても香港軍票の換金要求に応ずる義務があると言わざるを得ず、原告らの換金要求に応じない被告は債務不履行（履行遅滞）に陥っているのである。

民法四一五条によれば、債務者である被告の換金不履行によって、被告には損害賠償義務があり、同法四一六条によって、その損害の範囲は通常生ずべき損害と特別の事情が予見されればこれも含むとされている。したがって、原告らの所持する軍票の額面の二〇〇倍の金員及び戦後半世紀も

の間、換金されずに経済的、精神的苦痛を被り続けたことに対する慰謝料を請求できる。

3　憲法二九条三項

仮に、本件覚書及び大蔵省声明による債務不履行宣言とその実行行為が有効であるとしても、憲法二九条三項により、正当な補償がなされなければならない。

4　不法行為責任

(一)　被告による不法行為

(1)　軍票強制による財産侵害

日本軍による香港支配の過程で、日本軍は香港住民に対し、香港ドルと軍票の交換を強制することにより香港住民の香港ドルを略奪し、財産

権を侵害した。

占領地の軍政について定めたハーグ陸戦規則は、四六条二項で「私有財産ハ、之ヲ没収スルコトヲ得ス」と厳しく財産侵害を禁じている。それにもかかわらず、当時の日本政府はいわゆる軍票一本化政策をとり、昭和一八年（一九四三年）五月一〇日、「香港占領地総督管区内通貨規則」（昭和一八年（一九四三年）香督令第二六号）で、同年六月一日から軍票以外の通貨の流通を禁止するとの宣言をした。このような軍票の強制はハーグ陸戦規則四六条二項に違反する。

また、強制の事実に関しては、「香港占領地総督管区内通貨規則」によれば、「五月三〇日までに所持する香港ドルを軍票交換所で交換せねばならない」「交換しない場合には厳罰に処する」として、香港住民に

香港ドルと軍票との交換を強制したのであるが、現実にはそれ以上の不法な強制が行われた。

日本軍は憲兵によって香港ドル所持者の首を無差別に切るという方法で香港住民を恐怖に陥れ、香港ドルを略奪したものであり、日本軍はこれを知りながら、あえて前記「香港占領地総督管区内通貨規則」はもちろん、憲兵による虐殺などの恐怖を利用して香港ドルを没収している。

本件における軍票の交換においては、不公平な交換比率を強制したものである。すなわち、等価交換ではなく、その差額の部分は私有財産の没収にあたる。当時香港ドルの実勢上の価値は、一香港ドルが日本銀行券で約一・四円であった。ところが、日本の占領軍は当初二香港ドルに対して軍票一円、さらには、四香港ドルに対して軍票一円という交換比

率で交換を強制した。このように日本銀行券でさえ香港ドルより価値が低いのに、まして国際通用力のない軍票と香港ドルとを、実勢価格とほど遠い不公平な交換比率で交換することを強制しており、ハーグ陸戦条約の禁止する「私有財産の没収」に明らかに該当すると言わざるを得ない。

よって、日本軍はハーグ陸戦条約で私有財産の没収が禁止され、財産権侵害が禁止されているのを十分知りながらあえて、香港ドルと軍票との交換を強制し、かつ不公平な交換を強制し、原告らの有していた香港ドルを没収したのであるから、被告は、民法七〇九条に基づき、これによって被った原告らの財産的損害を賠償する義務がある。

(2) 敗戦時の軍票精算放置

原告らが所持する軍票には「此票一到即換正面所開日本通貨」と裏面に記載されており、被告は軍票所持人に対して、日本国の通貨に換金する約束があった。軍票は戦時において戦争目的と不可分であるから、戦争が終わった時点、すなわち昭和二〇年（一九四五年）八月一四日の日本の無条件降伏により、被告には直ちに軍票全額を日本通貨（日本銀行券）に換金する義務が生じたにもかかわらず、被告は原告らに対して何の通知も行わず、この換金義務があるのを知りながらあえて軍票交換義務を放置したのである。

したがって、この放置により原告らの財産権を侵害したのは被告の不作為による不法行為である。特に、昭和二二年（一九四七年）一〇月二七日の国家賠償法の施行以後も放置を続けた被告には同法上の賠償義務

がある。また、昭和二二年（一九四七年）五月三日より施行された憲法二九条三項には、私有財産権の侵害には正当な補償義務が伴うとされており、被告が右憲法施行後も、原告らの軍票換金義務を放置し、原告らの私有財産権を侵害したのは明らかに憲法違反であり、正当な補償義務があるとしなければならない。

よって、被告は、民法七〇九条及び国家賠償法一条一項に基づき、軍票交換義務放置によって被った原告らの財産的損害を賠償する義務がある。

(3) 大蔵省による無効、無価値声明による精算義務の放置

被告は昭和二〇年（一九四五年）九月一六日、連合国最高司令官の本件覚書に基づいて「日本政府及陸海軍ノ発行セル一切ノ軍票及占領地通

貨ハ無効且無価値トシ一切ノ取引ニ於テ之ガ受授ヲ禁止ス」との大蔵省声明を発し、軍票の流通上の効果を否定した。

このように流通上の効果を否定したことにより、軍票を同額の日本通貨に換金する義務が生じたのであるが、被告は精算義務が生じていることを知りながらあえて右換金行為をまったく行わず放置して、原告らの財産権を侵害した。

よって、被告は、民法七〇九条に基づき、大蔵省声明による精算義務放置によって被った原告らの財産的損害を賠償する義務がある。

(4) 日本国独立時の精算義務の放置

被告は、前記敗戦時の軍票精算義務放置及び大蔵省声明による精算義務放置については、連合国の占領下であって、被告には判断権がないと

述べ責任を回避しようとするが、少なくとも昭和二七年（一九五二年）四月二八日の日本国との平和条約（いわゆるサン・フランシスコ平和条約。以下「平和条約」という。）発効時からは、以下の精算義務は存在している。

すなわち、日本国は、昭和二七年（一九五二年）四月二八日、平和条約により、名実共に独立国として、占領中なしえなかった原告らの軍票に関し、換金義務を果たす能力を生じている。このように、本件原告らの軍票を日本通貨へと換金する義務を日本国政府及び公務員が履行すべきであったのに、右義務を履行せず放置したことにより原告らの財産権を侵害したものであり、原告の財産的損害と日本国公務員の過失との間には相当因果関係が認められる。

よって、被告は原告らに対し、国家賠償法一条一項の規定に基づき、精算義務放置によって被った原告らの財産的損害を賠償する義務がある。

この点、平和条約で香港の宗主国であるイギリスが、香港住民の権利を放棄したとしても、平和条約で解決したのは国家の権利及び国家の有する外交保護権であって、個人の権利についてはこれを消滅させていないので、原告らに対する換金義務は存在していると言わざるを得ず、被告の不作為による不法行為はこの点において成立する。

(二) 不法行為責任と国家無答責の法理

(1) 被告は、国家の権力的行為については国家無答責の法理により損害賠償責任は負わないと主張する。

(2) しかし、軍票発行は占領地において国際法の認める権力行使の一内容

として行われたのであり、占領国が占領地内で行使した権力作用はいうまでもなく国際法の規律のもとにある。この場合の国際法とはハーグ陸戦規則四二条ないし五六条が一般規定であり、これらの規定は当時既に国際慣習法として確立されていたものである。

したがって、占領地において日本軍が行った軍票発行行為が右記規則または国際慣習法に違反する以上、その不法行為責任についても右記規則または国際慣習法により規律されるのは当然であり、国内法の国家無答責の原則の適用はない。

(3) また、この点は国内法と国際法との関係という観点からも説明しうる。すなわち、仮に国内法では国家無答責であったとしても、当時ハーグ陸戦条約は批准されており、また補償責任については国際慣習法として確

立されていたから、ハーグ陸戦条約または国際慣習法により国家は責任を負うものと言える。

(4) 以上により、占領地ではハーグ陸戦規則または国際慣習法により規律され、また国際法と国内法との効力関係という点でも条約または国際慣習法は法律より優位するものであって、たとえ、国内法において国家無答責の原則が認められるとしても、補償責任を免れ得ない。

(三) 除斥期間

(1) 民法七二四条後段の解釈

民法七二四条後段が消滅時効を定めたものであることは、立法の経緯、立法過程、条文の体裁等から明らかで、これを消滅時効と解することは従来定説として疑問の余地なく承認されていたことである。

これに対し、最高裁平成元年判決は除斥期間説を採用したものであるが、同判決がその理由として述べるところは、次のとおりである。

「同条（民法七二四条）がその前段で三年の短期の時効について規定し、更に同条後段で二〇年の長期の時効を規定していると解することは、法律関係の速やかな確定を意図する同条の規定の趣旨に沿わず（中略）同条後段の二〇年の期間は被害者の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものと解するのが相当である」。

最高裁判決の論拠は、右に引用したところに尽きる。

しかしながら、民法七二四条の趣旨が、不法行為をめぐる「法律関係の速やかな確定」にあるならば、なぜ債権の時効期間の原則一〇年（民

法一六七条一項）より長期の期間を定めたのか、前提に論理的な矛盾がある。右判決の論旨が成立するには、民法七二四条後段の期間が、一般の債権の時効期間より短期に定められていなければならないはずである。民法があえて一般の債権の時効期間より長期間を規定しているのに、「法律関係の速やかな確定」を根拠に期間の趣旨を解釈するのは、立法の意図に逆行するものであり、解釈論をもってする新たな立法行為と非難されざるをえない。

しかも、除斥期間と解すれば当然に権利関係の早期確定という結果がもたらされるものではない。なぜなら、除斥期間の定められている請求権を保存するには、除斥期間の満了までに裁判外で権利行使の意思を明確にすれば足り、裁判上の権利行使を行うまでの必要はないというのが、

確定した判例である（瑕疵担保責任について、最高裁平成四年一〇月二〇日第三小法廷判決・民集四六巻七号一一二九頁。大阪高裁平成六年三月一六日判決・判例時報一五〇〇号一五頁は、民法七二四条後段についてもこの理を肯定している。）。

この場合、いつまで権利行使が認められることになるのか、必ずしも明らかではないが、仮に権利保存行為から民法一六六条の期間が始まるということになるのでは、民法七二四条の趣旨が、不法行為をめぐる「法律関係の速やかな確定」にあるとする根拠は実質的に崩壊することになると言わざるを得ない。

(2) 「一〇年原則、二〇年倍加」説の誤り

また、除斥期間説をとる理由として、「民法七二四条後段の趣旨が、

同条前段の三年の時効が損害及び加害者の認識という被害者の主観的事情のいかんによって左右される浮動的なものであることに鑑み、これを制限して被害者の認識のいかんを問わず画一的にできるだけ速やかに法律関係の確定をはかろうとするにあるものと解されること及び二〇年の期間は通常の消滅時効の期間を倍加するもので、実際上もかなり長期であり、その上さらに中断を認めて期間の伸長を許す結果となることは、右の期間を定めた右の趣旨に合致しないと考えられること等からすれば、除斥期間と解するのが合理的であって、時効と解するのが妥当でないからである。」とする裁判例も存する（東京高裁昭和五三年一二月一八日判決）。しかし、右判決のうち前段部分は最高裁平成元年判決と同旨であり、前項の批判がそのまま妥当する。

問題は右判決の後段部分であるが、「二〇年の期間は通常の消滅時効の期間を倍加するもの」との判決の考え方は、立法過程を正確に振り返るならば、出てこないものである。すなわち、立法過程からすれば、民法一六七条一項の一〇年は、当時施行されていた明治六年太政官布告第三六二号「出訴期限規則」の五年を「倍加」したものであり、民法七二四条後段の二〇年は旧民法の三〇年を「短縮」したものというのが、正確な理解なのである。

(3) 時効に関する法理を遮断することの妥当性について

以上に検討したように、除斥期間説の論拠とするところは、詳しく検討すればいずれも理由とならないものである。

そしてまた、除斥期間説は具体的妥当性も損なうものである。

最高裁平成元年判決は、「裁判所は、除斥期間の性質にかんがみ、本件請求権が除斥期間の経過により消滅した旨の主張がなくても、右期間の経過により本件請求権が消滅したものと判断すべきであり、したがって、被上告人ら主張にかかる信義則違反又は権利濫用の主張は、主張自体失当であって採用の限りではない。」と判示する。また、除斥期間説は、中断も停止も認めないのが一般である。

しかし、義務者の意思に反してまでも除斥期間満了として権利を消滅させるだけの強い必要を理解することはできない。不法行為の要件事実の立証責任は被害者にあり、時間の経過は第一義的に被害者に不利益に作用するのであるから、その上にあえて除斥期間による強制的な権利消滅を強いて、一層被害者を切り捨てるべき積極的理由を見出すことはで

きない。

逆に、義務者の承認による中断（民法一四七条三号）の効力を否定すると、承認によって権利が実現すると信じて権利者が訴え提起を留保した結果、権利を喪失してしまうという不合理な結果となる。さらに、義務者が債務を認めて分割弁済してきたような場合を考えるならば、除斥期間説の破綻は覆いようがない。

まさに、このような場合に除斥期間満了として処理することは、信義則に反するものと言わなければならない。義務者が詐欺的な手段を用いて権利行使を妨げたような場合についても、同様である。信義則または権利濫用の法理は、民法全般を貫く原則であり、除斥期間についてのみ適用を排除する合理的理由は存在しないはずである。

(4) 予防接種東京集団訴訟事件の最高裁判決

最高裁は、予防接種東京集団訴訟事件（平成五年(オ)第七〇八号）について、平成一〇年（一九九八年）六月一二日、注目すべき判決を言い渡した。

同判決は、民法七二四条後段の期間を除斥期間だとし、信義則、権利濫用の主張を排斥しながら、時効の停止に関する同法一五八条の趣旨が除斥期間には関係がないと解することは「著しく正義、公平の理念に反する」として、次のように判示する。

「民法七二四条後段の規定の趣旨は、前記のとおりであるから、右規定を字義どおりに解すれば、不法行為の被害者が不法行為の時から二〇年を経過する前六箇月内において心神喪失の常況にあるのに後見人を有し

ない場合には、右二〇年が経過する前に不法行為による損害賠償請求権を行使することができないまま、右請求権が消滅することになる。しかし、これによれば、その心神喪失の常況が当該不法行為に起因する場合であっても、被害者はおよそ権利行使が不可能であるのに、単に二〇年が経過したということのみをもって一切の権利行使が許されないこととなる反面、心神喪失の原因を与えた加害者は、二〇年の経過によって損害賠償義務を免れる結果となり、著しく正義・公平の理念に反するものと言わざるを得ない。そうすると、少なくとも右のような場合にあっては、当該被害者を保護する必要があることは、前記時効の場合と同様であり、その限度で民法七二四条後段の効果を制限することは条理にもかなうというべきである。」

このように、最高裁は、「正義・公平の理念」「条理」をもって民法七二四条後段の効果を制限する必要を認めたのである。

しかしながら、民法七二四条後段の期間が「一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたもの」（最高裁平成元年判決）であるならば、いかに「著しく正義・公平の理念に反」しようが「条理」を踏みにじろうが、「一定の時の経過によって画一的に」権利は消滅したものとして取り扱わなければならないはずであり、「信義則違反又は権利濫用の主張は、主張自体失当」とする最高裁平成元年判決の意図も、まさにここにあったはずである。

まさにこのような例外を設けざるをえないことこそ、除斥期間説の破綻を露呈するものと言わなければならない。予防接種東京集団訴訟事件

最高裁の少数意見が、「近時の時効説の説くところは概ね首肯できる」とし、「義務者の時効援用権の行使を信義則あるいは権利濫用の法理によって制限するという既に確立した調整手法を用いること」を正当とし、「要は、前記特段の事情が主張され、あるいはうかがわれるときには、期間経過の一事をもって直ちに権利者の権利行使を遮断するべきではなく、当該事案における諸事情を考究して具体的正義と公平にかなう解決を発見することに努めるべきなのであ（る）」と指摘していることこそ、正当と言わなければならない。

何らかの事情で二〇年以上にわたって本人の権利行使が不可能もしくは極めて困難な場合、一律機械的に権利が消滅してしまうとするのは不都合な場合があり、本件はまさにこれに当たる。アジアの各地の人々か

らする様々な戦後補償請求の多くは、平成元年（一九八九年）の冷戦の崩壊とアジアの民主化により、九〇年代に入ってようやくすることが可能となったものであり、彼らは決して権利のうえに眠っていたものではない。日本の敗戦後、中国における国共内戦、インドシナ、インドネシアおける植民地独立の闘い、そしてその後の独裁政権の樹立による民衆の抑圧の歴史を抜きにしてこの問題を語ることは許されない。例えば、本件訴訟の原告らの居住する香港も、日本の敗戦後においても引き続きイギリスの植民地として圧政下におかれ、そこには民主主義はなく、民衆が自身の要求を掲げて行動するのは大変困難な状況であった。香港において民主化がいわれるようになったのは、昭和五九年（一九八四年）にイギリスが香港返還を決定した以降、とりわけ平成元年（一九八九

年）六月の中国の天安門事件が生じた以降であるということを忘れてはならない。

(5) 結論

以上のように、除斥期間説には根拠がなく、実際にも不合理な結果を生じている。本件は、単に期間の経過をもって当然に請求権が消滅したものと解するべきではなく、被害の重大性、被害者が権利を行使することができなかった事情、加害者側の対応等を総合し、当事者間の公平、信義則、権利濫用、条理の観点から公正妥当な判断が下されるべきである。

本件請求を時効、除斥期間を理由として排斥してはならない。

五　相当な損害賠償額

1　軍票換金（兌換）拒否に基づく損害額

(一)　日本軍は、昭和一六年（一九四一年）一二月、香港を侵略し、同月二五日に直ちに軍政を開始した。そして、軍票の導入は強制疎散政策と並ぶ香港軍政の重要な柱であった。

軍票強制政策により、原告らはその所有する香港ドルを軍票に交換することを強制され、また軍票の使用を強制された。

しかも、香港ドルと軍票の当時の交換比率は適正なものではなかった。昭和一七年（一九四二年）一月から「二香港ドルと軍票一円」という不等価交換をおこない、同年七月後は「四香港ドルと軍票一円」という一層不等価な交換を強制し、昭和一八年（一九四三年）五月以降は香港ドルの使用を禁止した。

その後は軍票の乱発によるインフレがもたらされ、香港の住民の生活は苦しめられる。終戦当時、香港に残留していた軍票は一九億円であった。うちイギリス軍ないし日本軍によって回収されずに香港に流通していたのは一二億円といわれているが、原告らが入会している香港索償協会が管理している軍票は約五億円もある。原告らの兌換ないし補償請求は香港の住民を代表するものといえる。

(二) 前述のとおり被告は原告らに使用を強制した軍票を日本通貨に換金する債務を負っている。

通貨の発行権を独占して軍票を発行した日本政府が違憲違法な債務不履行（履行遅滞）を今も続けている結果、原告らは換金（兌換）の機会を現在まで奪われており、損害が継続している。

原告らが被告の違憲違法な換金拒否によって被った損害額は、大蔵省声明の発せられた昭和二〇年（一九四五年）九月を基準時として現在における物価の騰貴に見合った金額というべきものである。その損害額は今日の物価に換算して少なくとも二〇〇倍というべきである。

2　慰謝料

原告らは被告の違憲違法な換金拒否によって重大な損害を被った。これが本件訴訟の最も重要な争点であるが、単に軍票額面の二〇〇倍の補償を支払えば済む問題ではない。

原告らは被告によって軍票の使用を強制されたが、戦後になって被告の一方的な債務不履行宣言によって、その所有する軍票を事実上無価値とされ、かつこれに対する何らの補償もなく今日まで放置されてきたのである。

戦争被害の全被害の回復が困難であることは容易に想像できるが、責任が明確な兌換ということを行わないことは通貨制度の正義を揺るがすことになり、これを免責することはできないのは当然である。

大蔵省の軍票無効無価値宣言は、日本政府の免責を認めるものではなく、大量に発行された軍票の流通を禁止するものでしかない。この宣言の適用範囲は日本国内であり、日本への帰還者などの持込みによる使用を禁止するというのが目的であり、既に日本の主権の及ばなくなった香港住民が所有する軍票を無効無価値にすることには及ばない。

軍票への交換を強制され、また違憲違法な債務不履行・不法行為によって今日まで換金を拒否されている原告らの被った苦痛は計り知れないほど大きい。

貧困にあえいだ人々、事業の継続ができなかったり、病気でも十分な医療も受けられなかった人々、子供の教育を十分にできなかった人々など多くの人々の人生に辛苦を与えたことは明らかである。

日本軍の強制に脅え、全財産を軍票に交換させられたが、日本通貨に交換するとの約束は守られず、何らの補償もされないというのは、単に戦争の被害というだけでは正当化できないものである。香港住民の軍票に対する補償の措置は一切どこからもなされていない。そのため香港住民にとっては軍票によって財産を「略奪」されたと考えるのも無理はない。日本政府の無責任の極みともいえる対応に対する怒り、不信、失望などの精神的な苦痛は依然として継続している。

軍票被害に関する請求は、様々な被害請求のなかで、唯一明らかに証明可

能なものであるとして請求が行われているものであり、香港住民の戦争被害の象徴として行われていると考えるべきである。

原告らが長期にわたり軍票の交換を受け得ない精神的損害を金銭に換算することは困難ではあるが、戦争中及び戦後の被告の無責任な対応を考慮すれば各自が所持する軍票の損害のほかに慰謝料として一〇〇〇万円を請求することは控えめな請求である。

3　まとめ

以上のとおり、原告らの被った損害は極めて大きいものであり、被告は原告らに対し、原告らが所持する軍票の額面額の二〇〇倍の金員及び一〇〇〇万円の慰謝料を合計したものを損害額として支払う義務がある。

以上

万円の慰謝料を合計して支払う義務がある。

者らに対し、被告らが所持する軍票の額面額の二〇〇倍の金額たる一〇〇〇

以上のとおり、原告らの請求の法律上の根拠は十分に存在するものであり、被告は原

3

求める。

これは控え目な請求である。

は各自が所持する軍票の相当の額が慰謝料として一〇〇〇万円を請求する

ることは困難ではあるが、戦争中及び戦後の混乱の中の責任ある対応を考慮すれ

原告らが長期にわたり軍票の交換を受け得ない精神的損害を金銭に換算す

の要求として行われているものと考えるべきである。

能なものであるとして請求が行われているものであり、香港住民の戦争被害

（別紙三）

被告の主張

一　ハーグ陸戦条約三条について

1　個人の国際法上の法主体性について

(一)　国際法の基本的な考え方

(1)　国際法は、国家と国家との関係を規律する法であり、条約であれ国際慣習法であれ、第一義的には、国家間の権利義務を定めるものである。したがって、国際法が個人の権利を内容とする規定を置いていたとしても、原則として、そのような権利を個人に認めたものと解することはできない。

一定の条約が個人の権利に関する規定を置いて個人の権利を保護する趣旨にあったとしても、その条約は、原則的には、国家と他の国家との国際法上の権利義務として、個人の権利に関する規定を遵守し、その結果として個人の権利を保護する趣旨を全うするということを意味するにとどまる。すなわち、国際法が、個人の権利に関する規定を置いたということから、直ちに、個人に国際法上の権利主体性が認められたとし、これによって当該個人に直接国際法上何らかの請求権が付与されたと解することはできない。

国際法が原則として国家間の権利義務を規律するものである以上、ある国家が国際法に違反するとして国家責任を負うべき場合に、国家責任を追及できる主体は、原則として国家である。

このことは、直接の被害者が個人であったとしても、国際法違反を理由とする以上、同様である。この場合に加害国に国家責任を問い得るのは、被害者個人やその遺族ではなく、被害者の属する国家であり、当該国家が外交保護権を行使することによって被害者等の救済を図るとするのが国際法の考え方である。

(2) ところで、今世紀に入って、後述のヴェルサイユ条約のように、国際法違反行為により権利を侵害された個人が直接国際法上の手続きによってその救済を求め得るような制度、すなわち当事国間に特別に設けられた裁判所に個人の出訴権を認めることなどを内容とする条約が締結される例がある。このような場合においては、例外的に、個人が国家に対し特定の行為を行うことを国際法上の手続きにより要求できる地位を条約

自身が与えているとみることができる。その限りにおいて、個人に国際法上の法主体性が認められたということもできるが、これは当該条約自身がそのように定めたことの効果にすぎないのである。

したがって、条約自体が、権利を侵害された個人に対し、直接国際法上の手続きによってその救済を図る制度を認めているような例外的場合を除いては、個人は、加害国に対し、条約を根拠としても、損害賠償等を請求することはできない。

(二) 国際慣習法について

次に、国際慣習法とは、「法として認められた一般慣行の証拠としての国際慣習」（一九四五年国際司法裁判所規程三八条）をいうとされ、これが成立するためには、①諸国家の行為の積重ねを通じて一定の国際的慣行

が成立していること（一般慣行）及び②それを法的な義務として確信する諸国家の信念（法的確信）が存在することが必要である。

そして、個人が国際法違反を理由に、加害国に対し、直接損害賠償を求め得るかに関しては、個人にかかる請求であってもこれを国際的に提起する資格を持つのは国家であるとの原則は、今日国際慣習法においても維持されているとされているところである。

(三) 国際法違反行為によって被害者個人が加害国に対し損害賠償を請求し得る旨の主張について

(1) 以上のとおり、国際法の基本的考え方を示したが、これによれば、国際法違反行為の効果は、国際法上の国家責任を発生させ、相手国からの国家責任の追及を受けることはあっても、相手国の国民個人が加害国に

対し直接損害賠償を請求し得るとすることはできないし、そのような国際慣習法の成立も認められない。

したがって、国際法違反行為によって被害を受けた個人は加害国に対し、損害賠償を求め得るとする原告らの主張は、国際法に関する独自の理解に基づく誤った主張であることは明らかである。

(2) 原告ら主張の先例等について

また、原告らは、以下のような例を挙げて、右のような国際慣習法の成立が裏付けられるとするが（原告らの主張四1(一)(4)参照）、これらの先例等は右主張の根拠とはなり得ない。

① ヴェルサイユ条約について

第一次世界大戦後、ヴェルサイユ条約（正式には、「同盟及連合国

ト独逸国トノ平和条約」）に基づき、混合仲裁裁判所が設置された。これは、条約に基づき設置された国際機関、国際裁判所であり、同条約は、交戦国の個人が敵国政府の押収・徴発等の措置によって被った損害について、損害賠償請求の訴えを彼らの本国政府の仲介を経ずして直接に混合仲裁裁判所に提起する能力を認め、裁判所がこの訴えを受理して査定した賠償額は被告政府を拘束すべき事を定めたものであり、個人が直接同裁判所に対して訴えを提起することができた。

これは、個人の国際法上の権利主体性が認められた一つの事例であるが、むしろ、この例は、各国の同意の下に条約によって具体的に承認された場合に限り、初めて個人が国際法上の権利主体となり、国際機関その他の特別の国際制度による救済手続が存在する場合のみ、個

人が国際法上の権利を行使できるというまさに例外的な場合の一事例となることを示すものである。

したがって、ヴェルサイユ条約によって、原告らの主張を根拠付けることはできない。

② パナイ号事件及び阿波丸事件について

パナイ号事件及び阿波丸事件は、いずれも被害者である個人の属する国家と加害国との交渉によって処理された事例であって、国家が他国民に対して直接被害を補償ないし賠償した事例ではない。

すなわち、パナイ号事件は、昭和一二年（一九三七年）一二月一二日に旧日本軍がアメリカ合衆国砲艦パナイ号ほかの艦船を爆撃したことに対し、大日本帝国政府が、アメリカ合衆国政府に対し、約二二一

ドルを支払ったという事例である。また、阿波丸事件は、昭和二〇年（一九四五年）四月一日にアメリカ軍潜水艦が日本船籍の貨物船阿波丸を撃沈したことにつき、日本国政府とアメリカ合衆国政府の交渉の末、昭和二四年（一九四九年）に、日本国政府が阿波丸の撃沈から生じたアメリカ合衆国政府またはアメリカ国民に対するいかなる種類の請求権も日本国政府自身及び一切の関係日本国民のために放棄するとの協定により解決したという事例である。

このように、いずれの事件も、国家間において解決が図られた事例であって、まさに国際法の原則に基づいたものにほかならない。

したがって、原告らが主張するような、相手国が被害を受けた個人に対し、直接賠償した事例ではない。

③ テオ・ファン・ボーベン報告について

原告らは、テオ・ファン・ボーベン教授の国連最終報告書に示された見解に言及するが、同報告書の見解は、同報告者の提言にすぎず、このことは、報告者自身も「この最終報告書でようやく一連の基本的な原則と指針を提案することができたが、これらを国連やその他のすべての関係機関が受け入れてくれることを希望する。」と述べているとおり、その内容が国際法上確立した考え方でないことを自認していることからも明らかである。

また、同報告書三章の「国家責任」の項においては、「伝統的な国際法によっては、加害国は国家間レベルにおいて被害国に対してその行為の責任を負う。（中略）伝統的な国際法によっては、損害を受け

た主体は、その個人あるいは個人集団でもなく、その個人または個人集団が国民であるところの国家なのである。この点において、国家は加害国から損害賠償を請求することができるが、被害者自身は、国際的な請求を持ち出す立場にない。」として、国際法の一般原則に則した国家責任の法理を述べ、国際法のこの分野における通説的見解が、個人の国際法上の法主体性を肯定するものでないことまでをも示しているのである。

なお、右報告書は、国際連合差別防止・少数者保護小委員会からの「人権と基本的自由の重大な侵害の被害者が原状回復、賠償および更生を受ける権利に関連して、基本的な原則と指針を発展させる可能性を探るように要請された」ことに対する報告であり、同小委員会は、

これを「採択」したものではなく、謝意を表したにすぎない。

④　以上のとおり、原告らが援用する先例等は、いずれもその主張の裏付けとなり得ない。

2　ハーグ陸戦条約三条について

原告らは、ハーグ陸戦条約三条は、被害者個人に対し、加害国家に対する損害賠償請求権を付与した規定と解釈できると主張する。

しかしながら、個人は原則として国際法上の法主体とはなり得ないとする国際法の基本原則に従って同条を解釈する限り、同条が右原則の例外を規定したものとは到底解し得ない。

(一)　条約の一般的な解釈方法によるハーグ陸戦条約三条の解釈について

(1)　条約の文言解釈

ア　条約は、何よりもまず条約文の用語の自然または通常の意味内容により客観的に解釈されるべきである。このことは、条約当事国の意思は条約文に表明されるのであるから、当然のことである。

そして、このような観点からハーグ陸戦条約三条の規定をみると、同条は、ハーグ陸戦規則の規定に違反した交戦当事国がその損害を賠償する責任を負う旨を規定するものであるが、責任を負うべき相手方やその実現方法に関する定めは一切なく、ましてや個人が直接自己の権利を主張するための国際法上の手続きも定めていないのである。すなわち、ハーグ陸戦条約三条は、その文言上、個人に権利を認めたものとはいえない。

したがって、同条は、交戦当事者である国家が直接個人に対して賠

償責任を負うことを定めたものではなく、前述の国際法の一般原則のとおり、国家間の権利義務を規定したものと解するほかはない。

イ　ハーグ陸戦条約三条の右のような解釈が正しいことは、次の点からも明らかである。すなわち、

①　ハーグ陸戦条約三条に関し、昭和三八年（一八六三年）に設立され、戦争、紛争時の人道援助及び国際人道法の普及等を行っている赤十字国際委員会の昭和二七年（一九五二年）当時の見解を示す同委員会発行の「ジュネーヴ条約解説Ⅰ」がある。同委員会は、同書の「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する一九四九年八月一二日のジュネーヴ条約」五一条の解説中に、「われわれの見解では、第五一条の目的は、敗戦国が休戦協定又は平和条約にお

いて、戦勝国の勤務者が行った違反行為に対するすべての請求権の放棄を強制されるのを防止するにある。条約の違反行為に対するこの物質上の賠償に関し、被害者が、違反行為を行った者が所属していた国に対して個人として訴訟を提起することは、少なくとも現存の法律制度の下においては、想像しがたいことである。そうした請求は、国のみが他国に対して提出することができるのである。これらの請求は、通常、『戦争の賠償（war reparations）』といわれるものの範ちゅうに属するものである。」（同書四一一、四一二頁）と記述している。

② 同委員会の見解は、①以外でも、「ジュネーヴ条約解説Ⅱ（一九五九年刊）」における「海上にある軍隊の傷者及び病者の状態の改

善に関する一九四九年八月一二日のジュネーヴ条約」五二条の解説（同書二七八頁）、「ジュネーヴ条約解説Ⅲ（一九五八年刊）」における「捕虜の待遇に関する一九四九年八月一二日のジュネーヴ条約」一三一条の解説（同書六八二頁）及び「ジュネーヴ条約解説Ⅳ（一九五六年刊）」における「戦時における文民の保護に関する一九四九年八月一二日のジュネーブ条約」一四八条の解説（同書六八二頁以下）にもそれぞれ①と同様の記述がされている。

③　このように、昭和二七年（一九五二年）当時における一般的な解釈は、ハーグ陸戦条約三条による責任が、国際法の原則どおり、国家間のものであると解されていたことを示すものであり、右に述べた解釈が正当であることを裏付けるものである。そして、この立場

は、我が国の裁判例においても採用されている立場である（東京地裁平成七年七月二七日判決、東京高裁平成八年八月七日判決、東京地裁平成一〇年一〇月九日判決、同平成一〇年一一月二六日判決、同平成一〇年一一月三〇日判決）。

(2) 事後の実行について

当事国が条約上の権利義務の意味と範囲をどのように理解していたかを示す一つの証拠として、条約締結後に当事国の間で行われた合意や慣行等の事後の実行がある。

しかしながら、このような観点からみても、同条約が締結された後、約九〇年が経過した現在に至るまで、ハーグ陸戦条約三条に基づく実体的権利があることを理由に個人に対する損害賠償が実行された例は見当

たらない。このことは、また前記文言解釈の正当性を裏付けるものである。

(3) 審議経過

原告らは、条約作成過程における提案者の提案内容等を指摘し、その主張の根拠とする。

ア しかしながら、そもそも、条約文の審議経過や提案者の意図といったものは、条約文があいまいまたは不明確等の場合に、補足的な解釈手段として例外的に利用される場合があるにすぎない。しかし、ハーグ陸戦条約三条に関しては、条約の文言上、国家間の権利義務を定めていることが明らかで、また、事後の実行上も文言解釈の正当性が裏付けられているのであるから、右解釈手段を採用する前提がなく、失

当である。

イ　また、審議録上、個人に生じた損害の救済につき、いかなる方法でこれを具体化し、実現していくかについての記載はなく、審議経過をもって直ちに個人の具体的請求権を導き出すことは不可能である。

ちなみに、スイス代表が損害賠償金の支払は加害国と被害国間で行われることを明確に述べ、ドイツ代表もこれに謝意を表明していることなどからすれば、起草過程においても、個人に賠償請求権を付与したとの結論を導くことはできないというべきである。

ウ　以上のとおり、ハーグ陸戦条約三条の制定にかかる審議経過等を検討しても、同条が交戦当事国の被害者個人に対する直接の損害賠償責任を認めたものと解釈することはできない。

(二) 以上のとおり、条約の一般的な解約方法によってハーグ陸戦条約三条を解釈すれば、同条は被害者個人に対し、加害国家に対する損害賠償請求権を付与した規定とは解し得ない。

3 ハーグ陸戦条約三条等の国内法的効力、自動執行性について

原告らは、ハーグ陸戦条約三条は国内法的効力を有するのみならず、自動執行性があるから、原告らは、当該規定を裁判規範として援用できる旨主張する。

しかしながら、まず、条約の国内法的効力はともかくとして、条約に自動執行力が認められるための要件の一つとして、当該条約の文言上個人の権利義務が明確に定められていることが必要である。ところが、ハーグ陸戦条約三条は国家間の賠償責任を定めた規定であって、個人の権利義務を定めた規

定と解する余地がないことは既に詳述したとおりであるから、原告ら個人が日本国に対し実体法上の損害賠償請求権を取得するという結論にはなり得ない。そもそも、条約自体の解釈として、ハーグ陸戦条約三条は個人を賠償請求主体として認めたものではないのであるから、これが国内法的効力を有するからといって、個人の権利が創設されることはあり得ないのであって、国家責任に関する規定に自動執行力があると解する余地はない。

したがって、この点に関する原告らの主張も前提を欠き、失当というほかない。

4　ハーグ陸戦条約三条に関する小括

右に述べたとおり、ハーグ陸戦条約三条は、交戦当事国である国家が、自国の軍隊の構成員によるハーグ陸戦規則違反行為に基づく損害につき、相手

国に対し損害賠償責任を負うという国家間の権利義務を定立したものであって、右行為により損害を被った交戦当事国の被害者個人に対する直接の損害賠償責任を根拠づけるものではなく、同条が国内法的効力を有するとしても、個人の賠償請求権を創設したものではないから、原告らの請求を認める余地はない。

また、原告らは、ハーグ陸戦条約三条が個人の損害賠償請求権を認めているとの解釈を前提に、同条と同趣旨の国際慣習法が成立していると主張するが、ハーグ陸戦条約三条自体が、国家間の賠償責任を認める規定であり、個人の損害賠償請求権を認めていないと解される以上、右主張のような国際慣習法の成立も認めることはできない。

5　軍票の発行とハーグ陸戦条約の規制対象について

なお、原告らが、軍票の発行自体を問題とするのであれば、国際法上の一般的解釈によれば、占領地において占領軍が軍票を発行し流通させること自体は、ハーグ陸戦規則が規定する交戦当事国の国際法上の義務との関係で直ちに問題を生じるものではない。

二　債務不履行責任について

原告らが所持する軍票を含め日本政府及び陸海軍が第二次世界大戦中に発行した軍票は、昭和二〇年（一九四五年）九月六日に連合国最高司令官が発した本件覚書及び同月一六日に大蔵省が発した大蔵省声明によって、絶対的に無効かつ無価値となった。したがって、被告において、これを換金する債務を負うものではない。

1　軍票の無効かつ無価値化に至った経緯について

(一) 我が国は、ポツダム宣言を受諾した昭和二〇年（一九四五年）八月から平和条約が発効した昭和二七年（一九五二年）四月二八日までの間は、連合国による占領管理下に置かれていた。そして、占領下の我が国の行う諸政策は、連合国最高司令官の発する指令、覚書等に沿い、直接的には、国会の制定する法律あるいは政令等により実施されるという、間接管理方式によっていた。

(二) 司令官が発する指令、覚書等は、ポツダム宣言（昭和二〇年（一九四五年）七月二六日）及び昭和二〇年（一九四五年）九月二日調印の降伏文書八項（「天皇及日本政府ノ国家統治ノ権限ハ、本降伏条項ヲ実施スル為適当ト認ムル措置ヲ執ル聯合国最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルルモノトス。」）に依拠するもので、日本国の統治は、司令官が適当と認める範囲

で発する指令、覚書等に従うこととされていた。

(三) そして、司令官は、降伏条項を実施するため、大日本帝国憲法及び日本国憲法にかかわりなく、自ら適当と認める措置をとり得るのであって、日本国政府は、司令官の発した指令、覚書等に従わなければならず、司令官の指示、覚書等は、いわゆる超憲法的効力を有し、憲法の規定にかかわりなく当然に効力を有していた（最高裁昭和二八年四月八日大法廷判決・刑集七巻四号七七五頁、同昭和二八年七月二二日大法廷判決・刑集七巻七号一五六二頁、同昭和四〇年九月八日大法廷判決・民集一九巻六号一四五四頁）。

(四) 司令官は、昭和二〇年（一九四五年）九月六日、日本政府に対して、本件覚書を発した。これは、「一、C 日本政府、陸海軍ノ発行セル一切ノ

軍票及ビ占領地通貨ハ無効無価値ニシテ、斯ル通貨ノ授受ハ一切ノ取引ニ於テ禁止ス」というものである。大蔵省は、同月一六日、本件覚書に基づき、大蔵省声明を発し、「四、日本政府及陸海軍ノ発行セル一切ノ軍票及占領地通貨ハ無効且無価値トシ一切ノ取引ニ於テ之ガ受授ヲ禁止ス」とした。

当時の状況下においては、司令官が発する覚書は実質的には法源であり、軍票が無効かつ無価値となった根拠は、実質的には本件覚書であるが、前述のとおり、占領軍による間接管理方式がとられていたため、形式的には大蔵省声明が根拠となる。

(五) したがって、本件覚書及び大蔵省声明の両者が無効かつ無価値化の根拠であると解される。

ところで、我が国が、法律または緊急勅令等の形式によらず、閣議決定を経た上での大蔵省声明によって本件覚書に対応したのは、軍票が、法律ないし緊急勅令によって発行されたものではなく、厳密な意味での通貨とも異なるため、その廃止としての無効かつ無価値も法律等の形式による必要がなかったためである。

本件覚書も、実施の形式について、「一、日本政府ハ（中略）左記事項ヲ法律、命令又ハ其ノ他ノ規程トシテ即時実施スベシ。」としていた。

2　軍票の無効かつ無価値化について

以上のように、大蔵省声明は、本件覚書に基づいて発布されたが、その表現及び軍票がもっぱら国外において使用されることに照らせば、軍票の所在場所、所持人のいかんを問わず、軍票は、絶対的、確定的に無効かつ無価値

となったというべきである。

3　原告らの反論に対する再反論

(一)　原告らは、本件覚書が「日本政府ハ本州、北海道、四国、九州及ビ附近水域ニ於テ左記事項ヲ法律、命令又ハ其ノ他ノ規程トシテ即時実施スベシ。」としているから、軍票が無効となる地域を限定している旨主張するとともに、昭和二〇年（一九四五年）一〇月一一日に、シンガポール所在の被告の軍事郵便局において、一万円が軍票により預け入れられたところ、被告は、これを有効なものとして支払をした例があり、これは、軍票が無効となる地域にシンガポールが含まれていない証拠である旨主張する。

(二)　しかしながら、本件覚書及び大蔵省声明にかかる軍票あるいは占領地通貨が、もっぱら国外において使用されることは事柄の性質上明らかである

ところ、本件覚書及び大蔵省声明は、「日本政府及陸海軍ノ発行セル一切ノ軍票及占領地通貨」として、「一切ノ軍票」等を無効かつ無価値とすることを明文で示している。そして、仮に、原告らの主張するように、軍票が無効となる地域を限定したとすれば、国外にある多くの軍票あるいは占領地通貨はなお効力を有することになり、本件覚書及び大蔵省声明を発出した意義自体が大きく損なわれることになり、そのような事態は、到底、本件覚書及び大蔵省声明において想定するところではないことは明らかである。

したがって、無効となる地域が限定されたとする原告らの主張は、この点からも妥当ではない。

(三) また、シンガポールにおける軍事郵便局の取扱いについては、原告ら提

出の軍事郵便貯金通帳に、昭和二〇年（一九四五年）一〇月一一日に一万円を受け入れた旨の記載があることは認めるものの、右預入れが軍票によるものかどうかは確認できないから、原告らの主張を根拠づけるともいえない。

そして、原告らのいうような取扱いがあったとしても、そのことから、軍票が無効となる地域が限定されていたことの証拠となるとはいえないというべきである。被告は、これまで、一切の軍票が無効かつ無価値となったとする取扱いを変更したことはない。

(四) 以上述べたとおり、本件覚書の「附近水域」の解釈いかんは、上記の結論を左右しない。まして、本件請求は、日本国内において、軍票に基づき我が国にその支払を求めるものであり、本件覚書及び大蔵省声明の効力が

及ぶことはいうまでもないところである。

4　小括

以上のとおり、日本政府及び陸海軍が発行した軍票については、絶対的に無効かつ無価値となったものであるから、被告が原告らの所持するという軍票について日本の通貨に換金する債務を負っていたとしても、その債務は、昭和二〇年（一九四五年）九月一六日に消滅した。したがって、被告が右債務について第二次世界大戦後四八年間にわたって履行遅滞にあるとの原告の主張は理由がない。

三　憲法二九条三項に基づく主張について

1　原告らは、本件覚書及び大蔵省声明による軍票の無効かつ無価値化が有効であるとしても、原告らには、憲法二九条三項に基づいて正当な補償がされ

なければならない旨主張する。

2　しかしながら、本件覚書及び大蔵省声明によって軍票が無効かつ無価値とされたのは、右のとおり、昭和二〇年（一九四五年）九月であり、その時点において原告らが所持するという軍票は一切の効力を失ったのである。他方、日本国憲法は、昭和二二年（一九四七年）五月三日に施行されたのであるから、憲法が施行された時点においては、原告らに対して補償を必要とする前提を欠くことは明らかである。

3　よって、被告が原告らに対し、憲法二九条三項に基づく正当な補償をすべき義務を負っているとして、同条を請求の根拠とする原告らの主張も理由がない。

四　不法行為の主張について

1　軍票強制による財産権侵害の主張について

(一)　原告らは、日本軍が、昭和一八年（一九四三年）五月一〇日付けの「香港占領地総督管区内通貨規則」のほか、憲兵による虐殺等の恐怖を利用して、香港ドルと軍票の交換を強制し香港ドルを没収したことは不法行為であり、被告は民法七〇九条に基づく損害賠償責任を負うと主張する。

(二)　しかしながら、原告らの右主張によれば当該行為は国家の権力的作用として実施されたことになるところ、当時の国家の権力的行動については、民法の不法行為に関する規定は適用されないから、原告らの右主張については、被告は民法七〇九条に基づく損害賠償責任を負う余地がない。

(1)　すなわち、大日本帝国憲法下においては、行政裁判法一六条が「行政裁判所ハ損害要償ノ訴訟ヲ受理セス」と規定しており、行政裁判所に対

して国家賠償請求訴訟を提起する途はなかった。また、公権力の行使については民法の適用はないとされ、司法裁判所においても、その救済が否定されていた。

要するに、行政裁判法と旧民法が公布された明治二三年（一八九〇年）の時点で、国家の権力的行為については国家無答責の法理を採用するという国の基本的法政策が確立したのである。

(2) 大審院の判例も、国家の権力的行為については、損害賠償責任を一貫して否定している。そして、最高裁判所も、「国家賠償法施行以前においては、一般的に国に賠償責任を認める法令上の根拠のなかったことは前述のとおりであつて、大審院も公務員の違法な公権力の行使に関して、常に国に賠償責任のないことを判示して来たのである。」（最高裁昭和

二五年四月一一日第三小法廷判決・裁判集民事三号二二五頁）と判示している。

(3) 原告らの主張する日本軍による香港ドルと軍票との交換の態様は、明らかに右大審院判決のいう「権力的行動」、ないし、右最高裁判所判決のいう「公権力の行使」に該当する。

したがって、原告らの民法七〇九条に基づく請求は、これを認める余地がない。

(三) また、原告らは、仮に国内法では国家無答責であったとしても、当時ハーグ陸戦条約は批准されており、補償責任については国際慣習法として確立していたから、ハーグ陸戦条約または国際慣習法により、国家は責任を負うと主張をしている。

しかし、原告らの主張は、ハーグ陸戦条約ないし国際慣習法において、個人の損害賠償請求権が認められているとの前提に立つものであるところ、そのような前提自体に誤りがあることは、前記に述べたとおりであるから、原告の右主張は前提を欠き、理由がない。

2　敗戦時の軍票精算放置の主張について

(一)　原告らは、その所持する軍票の裏面には、「此票一到即換正面所開日本通貨」と記載されており、昭和二〇年（一九四五年）八月一五日の無条件降伏により直ちに日本通貨に換金しなければならず、この軍票交換義務を放置したことが不法行為であるとし、被告は民法七〇九条に基づく損害賠償責任を負うと主張する。

(二)　しかし、原告らの主張する軍票交換義務の放置とは、前記のとおり、権

力的行動ないし公権力の行使である香港ドルと軍票との交換に基づいて生じた状態がその後も続いていることを指摘するにすぎない。したがって、右軍票交換義務の放置が、別個の不法行為を構成するものでない。よって、原告らの右主張は失当である。また、もとより、昭和二〇年（一九四五年）九月一六日までの間に、原告らが、軍票の換金を求めたとの主張もないから、その間に換金しなかったことが不法行為を構成する余地もない。

3　大蔵省による無効かつ無価値声明による精算義務放置の主張について

(一)　原告らは、被告が、昭和二〇年（一九四五年）九月一六日に司令官の本件覚書に基づいて軍票を無効かつ無価値とする大蔵省声明を発し、軍票の流通上の効果を否定したことにより、軍票を同額の日本通貨に換金する義務が生じたところ、右換金行為をまったく行わずに放置したことが不法行

為であるとし、被告は民法七〇九条によって損害賠償責任を負うと主張する。

(二) しかし、前記のとおり、軍票は、本件覚書及び大蔵省声明によってその所在場所、所持人のいかんを問わず、絶対的、確定的に無効かつ無価値とされたものであり、その時点で、仮に、被告が原告らに対し換金義務を負っていたとしても、大蔵省声明発出の時点で、軍票が無効かつ無価値となった以上、これに対する換金義務も消滅したものである。原告らは、右時点で換金義務が発生したとするが、そのような解釈はとり得ない。

したがって、被告が軍票を日本通貨に交換しなかったとしても、これによって不法行為責任が発生する余地はない。

(三) よって、この点に関する原告らの右主張も理由がない。

4　日本国独立時の精算義務放置の主張について

(一)　原告らは、日本国が、昭和二七年（一九五二年）四月二八日に平和条約によって独立国として国家の権利義務を果たす能力を回復したにもかかわらず、日本通貨への換金義務を履行せず放置したことが不法行為であるとし、被告は国家賠償法一条一項に基づく損害賠償責任を負うと主張する。

(二)　しかし、仮に、原告らの主張するとおりの交換義務があったとしても、軍票は本件覚書及び大蔵省声明によって絶対的、確定的に無効かつ無価値化された結果、右義務は確定的に消滅したものである。

そして、日本国が、平和条約発効の日である昭和二七年（一九五二年）四月二八日に主権を回復したことに伴って、本件覚書及び大蔵省声明が失効する余地はなく、本件覚書及び大蔵省声明は現在も有効であるから、右

時点において、軍票を日本通貨へ換金する義務が発生する余地はない。

よって、この点に関する原告らの右主張も理由がない。

5　民法七二四条後段の適用について

(一)　以上述べたとおり、原告らの民法七〇九条及び国家賠償法一条一項に基づく請求は失当であるが、さらに、原告らの主張する右各不法行為等は、いずれも本件訴えの提起時より四〇年以上も過去の行為にかかるものであることはその主張自体から明らかであるから、仮に原告らの主張事実が認められ、民法等の適用が認められたとしても、除斥期間の定め（民法七二四条後段、国家賠償法四条）に照らすと、原告らのこのような請求が認められる余地はない。

(二)　これに対し、原告らは、民法七二四条後段が除斥期間であるとしても、

信義則違反、権利濫用を理由とする適用制限が認められるべきである旨主張する。

しかし、除斥期間について信義則違反、権利濫用の余地のないことは最高裁平成元年一二月二一日第一小法廷判決（民集四三巻一二号二二〇九頁）、同平成一〇年六月一二日第二小法廷判決（判例時報一六四四号四二頁）の判示するとおりである。

なお、右最高裁平成一〇年判決は、不法行為者の被害者であって不法行為を原因として心神喪失の常況にある者について例外を認めたものにすぎず、その適用の範囲は極めて狭いものと解され、原告らの主張するように、「何らかの事情で二〇年以上にわたって本人の権利行使が不可能、もしくは極めて困難な場合」に民法七二四条後段の適用を制限することを広く認

めたものと解することはできない。

(三) 以上のとおり、原告らの民法七〇九条または国家賠償法一条一項に基づく主張は、いずれも失当である。

五 以上のとおり、原告らの請求はすべて法的根拠を欠くものであることが明らかである。したがって、本件請求は失当として棄却を免れない。

以上

右は正本である。

平成11年6月17日

東京地方裁判所民事第14部

裁判所書記官 山下 徹